

令和 7 年 第 3 回 定例会

# 一宮町議会 会議録

令和 7 年 9 月 16 日 開会

令和 7 年 9 月 16 日 閉会

一宮町議会

## 令和7年第3回一宮町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月16日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
一般質問	12
篠瀬 寛樹君	12
大橋 照雄君	21
川城 茂樹君	30
宇佐美 信幸君	32
戸場 博敏君	37
藤井 幸恵君	42
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託	45
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	49
報告第3号の上程、説明、質疑	50
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	53

議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
質問案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
同意案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
閉会の宣告	73
署名議員	75

第 3 回 定 例 町 議 会 ( 第 1 号 )

9 月 16 日 (火)

## 令和7年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和7年9月16日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠瀬	寛樹	2番	宇佐美	信幸
3番	藤井	幸恵	4番	川城	茂樹
5番	大橋	照雄	6番	小林	正満
7番	鵜沢	清永	8番	鵜沢	一男
9番	小安	博之	10番	吉野	繁徳
11番	森	佐衛	12番	畠場	博敏
13番	袴田	忍	14番	小関	義明

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	大場雅彦
会計課長	横山千尋	教育長	竹之内達生
総務課長	高田亮	企画課長	山口裕之
税務課長	御園明裕	住民課長	目良正巳
福祉健康課長	関晴美	都市環境課長	森常麿
産業観光課長	田中一郎	子育て支援課長	中村晴美
教育課長	渡邊高明		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	渡邊浩二	書記	長谷川里紗
------	------	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問
日程第六	承認第1号 令和7年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分に

- つき承認を求ることについて
- 日程第七 認定第 1号 令和6年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第八 認定第 2号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第九 認定第 3号 令和6年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十 認定第 4号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十一 認定第 5号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計決算認定について
- 日程第十二 報告第 1号 令和6年度一宮町健全化判断比率について
- 日程第十三 報告第 2号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計資金不足比率について
- 日程第十四 報告第 3号 損害賠償額の決定及び和解の専決処分の報告について
- 日程第十五 議案第 1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十六 議案第 2号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十七 議案第 3号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十八 議案第 4号 一宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十九 議案第 5号 災害用備蓄品の物品購入契約締結について
- 日程第二十 議案第 6号 自立分散型水循環システム屋外シャワーキット購入契約締結について
- 日程第二十一 議案第 7号 令和7年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定について
- 日程第二十二 議案第 8号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第二十三 議案第 9号 令和7年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第二十四 議案第 10号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定について

日程第二十五 諸問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

日程第二十六 同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

日程第二十七 同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

---

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（小関義明君） 皆さん、おはようございます。

残暑厳しい中、早朝よりご参集いただきまして、誠にご苦労さまでございます。9月に入ても真夏のような日が続いておりますが、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和7年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（小関義明君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小関義明君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番の吉野です。

会期について、議会運営委員会からご報告申し上げます。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告はじめとして、専決処分の承認が1件、各会計検査認定が5件、健全化判断比率等の報告が2件、専決処分の報告が1件、条例の一部改正が4件、物品購入契約の締結が2件、補正予算が4件、人事案件が3件です。

なお、決算認定につきましては特別委員会を設置し、閉会中継続審査にしたいと思います。

また、一般質問は6名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（小関義明君） どうもご苦労さまでした。

---

◎議事日程の報告

○議長（小関義明君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小関義明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

5番、大橋照雄君、6番、小林正満君、以上両名にお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（小関義明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（小関義明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、令和6年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、令和6年度一宮町農業集落排水事業決算審査意見書、令和6年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、一宮聖苑組合議会議員から議会定例会概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

---

◎町長の行政報告

○議長（小関義明君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和7年第3回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方に  
おかげましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など合計22件の案件をご審議いただきます  
が、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の業務についてあります。

まず、令和6年度の決算状況をご報告いたします。

一般会計をはじめ全ての会計につきまして、5月31日に出納の閉鎖をいたしました。決算  
規模につきましては、一般会計と特別会計、さらに公営企業会計を合わせ歳入額92億9,298  
万円、歳出額89億8,992万円となり、歳入歳出の差引き額は3億306万円でございます。本定  
例会において、令和6年度各会計の決算認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出し  
ておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比  
率につきましても本定例議会で報告いたしますが、算定の結果、指標は全て基準値を下回り、  
健全な財政状態を保つことができました。

次に、防災についてです。

7月30日のカムチャツカ半島地震による津波警報では、本町でも避難指示を発令しました。  
同日は指定緊急避難場所となっている全ての民間施設に開設のご協力をいただき、また睦沢  
町でも避難者を受け入れていただきました。700人を超える多くの方々が避難されましたが、  
おかげさまで被害もなく対応することができました。この場をお借りして厚く御礼申し上げ  
ます。

続く9月5日の台風15号では、土砂災害警戒情報の発表を受け、避難指示を発令しました。  
公民館を避難所とし、1世帯2名の方を受け入れました。こちらにつきましても、幸いにし  
て町内での被害の報告はございませんでした。

また、今月28日の日曜日には、避難経路の確認や防災意識向上の機会として津波避難訓練  
を実施いたします。同日は消防体験フェスも開催されますので、皆様のご参加をお待ち申し  
上げております。

続きまして、企画課所管の業務についてあります。

世界サーフィン保護区認定に向けた取組についてですが、7月7日に認定事務局のN G O  
団体政府Save The Wavesへ、本町が世界サーフィン保護区の認定に申請意向がある旨を予備

申請書として提出しました。この世界サーフィン保護区は、各年ごとに世界中で1か所のみ認定されるのが基本となっております。送付した予備申請書に特段の問題がなく、国際N G Oより本格的な申請書の提出を進めることについて了承が得られると、その通知が本町に届く予定です。

また、7月19日のはまぐり祭りにおいて、世界サーフィン保護区の認定を目指していることを広く周知するため、ウミガメを見守る会の皆様と連携して、貝殻を使ったアート作品作りのワークショップを実施し、たくさんのお客様からご好評を賜りました。

さらに、この9月23日の祝日には、ボディーボードの元世界チャンピオンである大原沙莉さんを含めた3名のトークゲストをお招きして、第4回一宮町魅力発表会を開催します。

引き続き機運の醸成を図りながら、本格的な認定申請書の提出に向け、準備に取り組んでまいります。町民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税についてですが、JR東日本千葉支社と連携し、ふるさと納税の返礼品として電車の運転体験を11月8日に開催します。場所は上総一ノ宮駅の南側の一時的に電車を止めておくための線路で、外房線の主力として活躍している209系を、現役運転士のサポートを受けながら実際に操縦体験をしていただきます。この操縦体験のほか、車掌体験、写真撮影、さらに上総一ノ宮駅の駅名標のプレゼントがあります。引き続き民間企業の皆様との連携を強めて、様々な魅力ある返礼品をご用意させていただき、たくさんのご寄附を賜ることができますよう努めてまいります。

次に、中央公民館に代わる複合施設の整備事業についてですが、この秋に複合施設建設推進委員会の設置を予定しております。推進委員会には、町議会をはじめ、教育委員会や子ども・子育て会議、社会福祉協議会等の各代表の方々にご参加いただき、複合施設の基本計画策定に向けた協議を行う予定です。本議会には、この委員会の運営に関する予算等を上程いたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。なお、推進委員会につきましては、町広報紙やホームページで定期的に町民の皆様にお知らせをしてまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、福祉事業についてです。

物価高騰に伴う生活支援として、6月30日に受付を終了した低所得世帯支援金給付事業につきましては、令和6年度住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円を1,318世帯へ支給いたしました。また、そのうち平成18年4月2日以降に生まれた児童を扶養している91世帯142名につきましては、児童1人につき2万円の子供加算を支給いたしました。

次に、健康事業についてです。

令和8年度から令和17年度までの10か年を計画期間とする第2期一宮町健康増進計画・食育推進計画の策定に向けて、町民の皆様から1,000人を無作為に抽出し、アンケートを発送いたしました。回答期限はこの9月24日までとなっておりますので、ご協力をお願ひいたします。今後、これまでの施策の成果を検証した上で、アンケート結果や本町の健康状況を整理し、町民の皆様が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、町の特性に応じた第2期計画の策定に取り組んでまいります。

次に、介護保険事業についてです。

介護保険施設等を利用している方の居住費の負担限度額について、国の改正に伴い、利用者負担段階の所得要件が変更となり、この8月から適用が開始されました。これに伴い、サービス利用者の皆様には負担限度額認定証を交付いたしました。

また、介護事業所に従事する人材の確保及び介護保険サービスの安定的な提供を図るため、介護職員初任者研修等を修了し、町内の介護事業所に就業された方を対象に受講料の一部助成を開始いたしました。今後も事業のさらなる周知を図り、介護人材不足の解消と定着促進に取り組んでまいります。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてであります。

見守り型実習室事業についてですが、夏休み期間中の7月19日から8月31日まで、旧一宮保育所に見守り型実習室と談話室を設置いたしました。開設日数は39日間で、延べ利用者数は189人でした。利用者アンケートでは、自習室継続、平日開設、時間延長の希望が多数あったことから、受験シーズンの11月15日から2月15日にも開設を予定しております。冬季期間中は平日も開設し、終了時間を20時までにする計画をいたしております。これにより、夏季休暇期間中よりも終了時間が3時間延長することになります。事業実施に伴う予算等を上程いたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、産業観光課所管業務についてであります。

まず、農業関係についてです。

水稻の病害虫被害を効率的に防ぐため、ドローンによる農薬散布を7月13日、20日の2日間、合計243ヘクタールの圃場に実施いたしました。今年度から新たに船頭給、宮原地区の散布も実施し、地域全体での病害虫の発生や被害を効果的に抑えることができました。

また、地域の魅力や交流を高めるために、農林商工祭を関係各所と連携しながら11月1日に開催いたします。

続く11月22日には、森林環境整備に関する協定を締結している市川市と合同で、両市町の小学生4学年から6学年を対象としたイベントを憩いの森などで開催し、市民交流を深めてまいります。

続きまして、商工関係についてです。

プレミアム付き商品券事業は、購入申込期間が終了し、今年も多くのお申込みをいただきました。10月3日から商品券の販売、使用開始となりますので、期限内の購入や使用についての広報等に努めてまいります。

次に、観光関係についてです。

一宮海水浴場は、7月19日から8月24日までの37日間、2万5,475人の方にご来場いただき、大きな事故もなく無事に終了することができました。

続いて、各種イベントについてとなります。

7月19日に開催した南九十九里はまぐり祭りでは、例年以上に多くの方々にご来場いただき、海の魅力と九十九里地ハマグリをPRすることができました。

観光地曳網は7月27日と8月13日に開催し、地域内外問わず多くの方が訪れ、生きた魚を見て触れられる貴重な体験に大変満足され、感謝の声をいただきました。

8月3日には、町の一大イベント納涼花火大会を盛大に開催いたしました。今年は台風の影響などにより開催日の変更をしましたが、会場周辺は昨年以上の観客でにぎわい、改めて地域のポテンシャルの高さを感じました。そして、厳しい経済状況の中、今年も町内外多くの皆様から多額のご寄附をいただいたおかげで、打ち上げ規模を拡大することができました。改めて感謝を申し上げます。

8月16日の一宮川燈籠流しは2年ぶりの開催となりましたが、多くの方々にご来場いただき、お盆の伝統的な風物詩を楽しんでいただきました。

9月6日に開催した第47回上総国一宮まつりでは、上総おどりに加え、町内の小中高等学校による演技や演奏のほか、各種団体によるアトラクションが披露され、大変盛り上がりました。

このほか、納涼盆踊り大会や宵の市など多くのイベントがこの夏に開催され、地域コミュニティの活性化に大きく寄与しました。主催者をはじめとする警察、消防など、各関係団体の皆様には深く感謝申し上げます。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

初めに、道路事業についてです。

今年度実施予定の町道の新設改良工事と道路維持工事につきましては、9月3日に今年度5回目となる入札を行い、件数ベースで47%の発注を終えました。

また、国の交付金事業を活用し整備を進めている町道1-7号線、通称天道跨線橋通りにつきましては、8月に大河原地先の橋梁架け替え工事を発注いたしました。現在は施工業者による準備作業が進められておりますので、年度末の工事完了に向けて進捗を適切に監督してまいります。

次に、環境衛生事業については、長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会主催による海岸清掃を今月20日の土曜日の午前9時から釣ヶ崎海岸にて実施いたします。多くの皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、民泊施設等の利用客による騒音問題への対策についてであります。

前回の定例議会において予算化した騒音状況記録業務につきましては、7月30日から8月8日の連続10日間、午後7時から午前零時までの時間帯について、騒音に関する相談が度々寄せられる2施設を対象に専門業者による音量測定を実施いたしました。現在は専門業者による騒音レベルの分析等が行われており、その後報告書が提出されてまいりますので、条例違反を確認した場合には行政指導などの措置を適切に講じてまいります。

一方で、法規整備の関係になりますが、民泊施設に関しましては、住宅宿泊事業法の中で、都道府県に対し営業の届出を受ける権限や関係条例を定める権限が付与されています。そこで、来月17日には熊谷千葉県知事が来庁し、本町が抱える課題等について意見交換会が開催されますので、本町の実情を訴え、騒音に関する規制等を盛り込んだ千葉県条例の制定を強く要望いたしてまいります。

なお、このほかにも、騒音注意を促す看板の設置や被害を訴える方々との会議、関係法令及び町条例を遵守する旨を定めた事業者との協定書締結など、各種取組を順次進めております。

今後も騒音等の迷惑行為がなくなり、地域の皆様が心安らかにお過ごしできる環境が確保できるよう、引き続き町として取り組むことができる対策を着実に進めてまいります。

続きまして、教育課所管の業務についてであります。

まず、学校教育関係についてです。

この9月から、第2子以降学校給食費無償化事業がスタートしました。9月1日現在、新たに無償化の対象となった児童生徒数は299名で、第3子以降の対象者を含めると417名となります。これは全児童生徒の約42%に当たり、多くの子育て世帯における経済的な負担軽減

を図ることができました。

続いて、8月21日、22日にかけて、教育委員会主催による中学生国内語学研修を東京都ある体験型英語学習施設、TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEANで実施しました。中学3年生23名、2年生9名の合計32名が参加し、オールイングリッシュによる様々な場面に応じた表現方法を学ぶとともに、英語を使用する楽しさや必要性を体感しながら語学力の向上に効果的なセッションを受講しました。研修後の生徒の表情はとても生き生きしており、英語学習の意欲向上につながるといった感想も多く、非常に有意義な研修となりました。

小学校においては、夏季休業中に児童の学力向上と学習習慣確立の一助を目的としたサマースクールを実施しました。東浪見小学校は7月22日、23日の2日間で延べ88名、一宮小学校は津波警報の影響により7月25日の1日のみの実施となっていましたが、84名の児童が参加し、一生懸命に学習に取り組んでいました。学習指導には一宮商業高等学校、大多喜高等学校、茂原高等学校の生徒の方々にもご協力をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

7月24日と8月7日には、希望者を対象に着衣水泳とサーフィンの体験型学習を実施しました。東浪見小学校では39名、一宮小学校では50名の児童が参加し、ペットボトルなど身近なものを利用した水難事故の対処方法を学ぶとともに、サーフィンの楽しさを知るよい機会となりました。

続いて、各学校の施設整備関係についてです。

東浪見小学校では、令和8年度の大規模改修までの応急措置として、台風シーズン前に屋上防水修繕を行いました。また、老朽化により使用不可となっていた木製平均台と雲梯を撤去し、新しい雲梯を設置しました。

一宮小学校では、南門の門扉の交換や浄化槽の修繕、給食室の換気扇の更新工事などを行いました。

一宮中学校では、ガス警報器や駐車場入り口の門扉の更新、給食調理員の休憩室の天井や壁の修繕などを行いました。

また、給食調理員の熱中症予防を目的に、3校の給食室にスポットクーラーを設置しました。

引き続き児童生徒や学校関係者が安心・安全、かつ快適に利用できる環境整備に努めてまいります。

次に、社会教育の文化財についてであります。

6月14日に第2回目の文化財講座として、「東上総の城と町と道」を73名の方にご参加いただき、開催いたしました。

町史編さん事業については、戦後80年の節目に当たり、調査中の本土決戦準備戦跡や風船爆弾について多くのメディアで取り上げられ、一宮町に残る戦争遺跡に注目が集まりました。また、中央公民館2階の歴史展示資料室では、7月25日から「一宮町の戦争」と題して、風船爆弾ほか本町関連の戦争資料を展示しています。

次に、6月から7月にかけて行われた長生郡民スポーツ大会です。17種目を競い合った結果、今年も総合優勝を勝ち取り、4連覇となりました。

最後に、中央公民館の空調機についてであります。館内の空調機は、老朽化に伴い、次々と故障しております。空調停止後、連日の猛暑により館内は33度を超える危険な暑さとなり、利用者の安全確保と住民の熱中症対策のため、8月に専決処分による緊急措置で1階の空調増設工事を行っています。館内各部屋の空調機についても今後使用停止となる可能性が高く、対応について検討してまいります。

終わりに、この定例会には専決処分に係る承認1件、認定5件、報告3件、条例の一部改正や補正予算案など10件、諮問案1件、同意案2件を提案いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小関義明君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（小関義明君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられるよう、また会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承ください。

---

◇篠瀬寛樹君

○議長（小関義明君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○ 1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。よろしくお願ひします。

私は3点質問がありますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

1点目ですが、南総一宮線、一宮バイパスについて質問いたします。

馬淵町政が3期10年目を迎える中で、南総一宮線につきましては、令和4年第3回定例会、3年前の9月議会での進捗状況について、答弁にて、残る事業区間の0.7キロメートルについては約8割の用地買収が完了しているが、共有地を含む難航箇所の用地交渉に時間を要している状況と聞いております。引き続き難航箇所の用地交渉を進めるとともに、令和3年度に見直した国道128号線との交差点の設計について、今年度、3年前ですね、交通管理者と協議を行い、今後交差点付近の用地交渉にも着手していくとのことでございますと当時の答弁がありました。

一宮町では、本年7月30日に、ロシアのカムチャツカ半島付近で起きた巨大地震による津波警報を伴う避難指示がありました。国道128号線の大久保電気商会さんの反対側の振武館入り口から、東福寺の前を通り、GSSセンターまで向かう道の町道218号線、こちらは渋滞が発生しておりました。そこは対向車が1台でも来たら通行できなくなる幅が狭い町道でございます。今回は比較的大きな津波はありませんでしたが、さらに緊急性が高い津波、避難指示がいつ来ても不思議ではありません。実際に津波が一宮町に来てしまった場合を考えたら、あの場所で通行機能が止まってしまったら、128号線から停車場線、海の周辺交通までにも影響が予想されます。

南総一宮線がこの地域にもたらす重要な路線であることを再認識し、災害時における緊急輸送ネットワークの強化に資すると考えます。南総一宮線は一宮町にとって機能性を上げるインフラ整備でございますが、避難道路としての重要性を改めて実感いたしました。

町長の2期目の公約から南総一宮線の早期の開通を挙げてございます。現在3期目の任期中でありますが、長期政権のいいところは南総一宮線のような県事業の早期完成だと思います。3年前の答弁から改めて、令和3年度に見直した国道128号線との交差点の経緯から、南総一宮線の現状と開通目途について伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、篠瀬議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和3年度に行われた国道128号交差点の見直しでありますが、これは当該交差

点からさらに海岸方面へと延伸する計画である都市計画道路の現状等を考慮し、交差点の形状の一部に修正がなされたものでございます。

その後、令和5年2月になりますが、当該交差点の整備計画等を示す地元説明会が開催され、おおむね理解を得られましたので、現在はその内容に沿って県による警察など、関係機関との協議が進められているところです。

なお、今年度は引き続き本線区間における未買収地の用地交渉を進めるほか、既に国道128号交差点付近の用地測量を発注していることから、境界立会いや用地取得範囲の確認作業にも着手し、次年度以降は順次用地の取得、工事、供用といった進捗を図りたいと聞いております。

町といたしましても、地域防災の観点などから本路線の果たす役割は非常に重要と認識しておりますので、県が進める本事業の円滑な推進に引き続き協力いたしてまいります。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○1番（篠瀬寛樹君） すみません、目途について伺ったのですが、この答弁は千葉県長生土木事務所道路建設課の資料「一般県道南総一宮線（一宮バイパス）の道路改良事業について」の内容であり、県のペースで行っている事業経過でございます。次年度以降は順次用地の取得、工事、供用といった進捗を図りたいと言われましても、我々が一番知りたいのは年度ごとのスケジュールやいつ開通するのかでございます。我々町民の早期開通の願い、思いは、利便性はもちろんのこと、避難道路、消防、救急車の早期到着など、グリーンラインのような広域道路とは違います。この答弁では、誰が首長でも結果は変わらないと思わざるを得ません。一日も早い全線の開通を図るために、開通時期について早急に示すことを望みます。

改めて、馬淵町政10年目を迎える中で、公約であります「南総一宮線の整備を促進します」、これについて今後も含めてどのように促進されたのか、していくのかを伺います。

また、7月30日の津波警報に伴う避難指示での現状について、改めて要望などは行ったのかを伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、篠瀬議員の再質問にお答えいたします。

町では千葉県町村会を通じた要望活動など、様々な機会を捉え、県に対し本路線の整備促進と早期完成を要望しているところでございます。あわせて、直接的な取組といたしましても県が行う利害関係者への個別的交渉を下支えするなど、各種課題の解決に向けた取組に協力し、整備促進に努めております。なお、今後も一層の整備促進を図るべく、要望活動はもとより、事業主体である千葉県の取組を支援いたしてまいります。

一方で、今般の津波警報発令に伴う現状を踏まえ、改めて要望等はいたしておりません。そのため、今後の要望等に際しましては、県との間で津波警報発令による国道の交通渋滞の実態等を共有し、避難道路としての必要性等について改めて訴えてまいりたいと考えます。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

篠瀬君。

○1番（篠瀬寛樹君） 町長の公約であります「南総一宮線の整備を促進します」、促進の成果を具体的に言葉で表すのはとても難しいと思います。なぜかというと、比較対象がないからです。比べようがないので、促進できているのかもしていないのかも分かりません。

なぜ一般質問の場でこのような質問をしたかといえば、私は一宮町議会議員になって間もなく3年がたちますが、一度も町長のほうから南総一宮線の事業経過や予定、スケジュール、開通目途などについて聞いたことがございません。ほかの議員の皆様もそうだと思います。我々がないのだから、町民の皆様もないと思います。そうなると、この事業はどうなっていくんだろうと不信感が募っていきます。

このことは釣ヶ崎海岸付近の道の駅事業でも同じことで、事業経過や予定、スケジュール、目途などの話がないので事業が進められているのか、またどうしたいのかがよく分かりません。年度に1度ぐらいは各種事業の事業経過説明ぐらいはいただきたいと思っておりますので、ぜひとも検討いただければと思います。

次の質問にまいります。

各種団体等作業時の保険、補償について質問いたします。

令和7年6月1日より労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が強化されました。改正内容は、熱中症が生じるおそれがある作業を行わせる際の事業者の措置義務の強化が主となっております。

一宮町には土地改良区や各種保全会があり、その中で住民やネイチャークラブ、いこいの森を育む会など、草刈りや水路清掃、環境保全活動などを行っていただいております。作業の際には、けがなどの対応策といたしまして、JA、農業協同組合のイベント保険に加入しております。ですが、熱中症は保険対象外となっております。では、熱中症に対応した保険に入ればと思いますが、現在JAの保険の中で熱中症を扱っている保険はありません。他会社の保険に入るのにも費用負担が大きくなるなど懸念がある中で、一宮町の見解を伺います。

さらに、町道や歩道など、草刈りを住民が善意で行っている事例などもあります。

このように町内では様々な住民主体による環境保全の取組がなされておりますが、特に水路や歩道、町道の草刈りは雑草が反映する夏場中心の作業であり、近年の異常な猛暑を踏まえると熱中症の発生リスクが非常に高い中での作業であります。住民の皆様が善意で行っている草刈りなどの作業時に熱中症やけが、飛び石などによる損傷破損事故が起きました場合、町による補償や対応策があるのかを伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議員の言うように、近年は気候変動に伴う温暖化により気温上昇が甚だしく、特にこの夏季の昼間の高温時の作業などにおいて、熱中症になる人が増えている中で、労働安全衛生規則の改正により熱中症対策として事業者の措置義務が強化されております。また、町内各団体の活動や農作業などにおいても、農林水産省や県を通じて、パンフレット等などによりまして熱中症予防対策が周知されているところであります。

その中で予防対策としてですが、まず高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業する。そして、のどの渴きを感じる前の小まめな休憩、水分・塩分を補給する。また、単独作業を避け複数名で作業を行い、時間を決めて連絡を取り合う。さらには、帽子や吸湿速乾性の衣服、空調服や送風機などの熱中症対策アイテムを活用するなどが推奨されております。その上で、万が一熱中症による治療が必要となる場合に備え、熱中症対象の保険加入の検討が推奨されておるところでございます。

町といたしましても、この熱中症予防対策の周知を積極的に行うとともに、各活動団体においては、まずは熱中症予防対策の取組を最優先していただき、その上で時期や状況など、各団体の活動スケジュールに応じて、活動予算の範囲内で熱中症対象となる保険への追加加入を検討していただきたいと思います。そして、地域の環境保全になくてはならない地域貢

献活動、これを安心・安全に実施していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは続きまして、私からは住民の皆様が善意で行う草刈り等について、町による熱中症やけが、飛び石事故等への補償や対応策はあるのかとのご質問についてお答えいたします。

現在、町では町道など公共施設の管理に起因する偶然な事故への備えとして、全国町村会で扱う賠償責任保険に加入しております。ただし、この保険は住民の皆様が善意で自発的に行う案件を対象外としておりますので、現状の中で、ご質問のようなケースに対し、町が補償対応することは難しいのが実態でございます。

しかしながら、道路等の草刈りは夏場中心となりますので、熱中症へのリスクは高く、飛び石など事故の発生も十分に考えられるところです。

そこで、議員のお話等も参考に対策を検討したところ、草刈りを行う個人、またはグループとして社会福祉協議会に届け出でていただく必要はございますが、当該協議会で扱うボランティア活動保険により、熱中症など事故への対応が可能であることを確認いたしました。つきましては、社会福祉協議会とも連携し、当該保険の幅広い周知活動に努めてまいりたいと考えます。

なお、当該保険の補償期間は申込日の属する年度末までであり、1人当たりの年間保険料は350円でございます。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○1番（篠瀬寛樹君） 年度初めに社会福祉協議会に届出を行うだけで1年度間補償期間があり、年間保険料は350円と、こんなにいい保険が社会福祉協議会にあるのは知りませんでした。このことはボランティア団体や各区長など、現状を理解しているのでしょうか。いいもののがあっても使わなければ意味がありません。あくまで加入は任意ですが、答弁にありましたとおり、各区長やボランティア団体と福祉協議会、連携を取っていただき、加入促進を促していただきたいと思います。

次の質問にまいります。

集落排水処理施設について質問いたします。

前回の6月議会で鵜沢一男議員の一般質問でもありました内容も含め、集落排水処理施設について質問させていただきます。

一宮町では、今年度までに十数億円かけて原地区汚水処理場の大規模改修を行っておりますが、この施設も含めて3施設の排水処理施設があります。当該事業は自主財源のみでの経営が非常に困難な状況であり、他会計繰入金への依存度が高く、令和5年度で約4,400万円、令和6年度が3,030万円、今年度の予算が3,041万円、これを一般会計から繰入れしている現状であります。今後も汚水処理費の増加、人口減少に伴う有収水量の減少、経年劣化による施設、管渠の修繕など、将来的に時間がたてばたつほど経営は大変厳しい状況が待っていると考えます。

前回の鵜沢一男議員の一般質問の中で、今後の農地の健全な環境保守のために、農業集落排水区域内で建築を行う場合の下水の強制加入と農業集落排水区域内の下水未加入世帯への相応の負担の質問がありました。私も同感であり、これらは排水処理施設の存続をさせていくための手段としても有効と考えます。

ですが、答弁では、浄化槽法の中で集落排水を行っているため、規制がないので強制加入は行えない。また、未加入世帯への負担に対しては、多面的機能支払交付金制度の周知に努めるとともに、共同活動に対して支援するとのことでございました。

現在、集落排水加盟世帯の負担金は一般住宅で基本料金が月2,640円、使用人数当たり660円ですので、4人家族で月5,280円の負担金を頂いておりますが、他会計繰入金に頼らずに自主財源のみで経営していくためにはどの程度の負担になるのかを伺います。また、排水処理施設を将来的に維持していくための今後の施策について伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

農業集落排水事業でございますが、農村地域における生活環境の改善、そして農業用水の水質保全を目的としており、単独及び合併浄化槽からの転換など効果的な事業運営を行っております。しかしながら、収益面に関しましては、農村地域が対象ということもあり、全国的に自主財源での運用は困難な状況となっております。さらに、近年では少子化や若年層の転出など、利用者数の減少からなる使用料収入の低水準化、また維持管理費の高騰、さらには施設規模と需要の不均衡化など様々な要因が重なり、自主財源のみで事業運営は一層難し

く、令和5年度に使用料金、こちらを20%を引き上げさせていただいたところでございますが、不足による財源につきましては一般会計からの繰入金で賄っている状況となっております。

ご質問にありました自主財源のみで事業運営をした場合の利用者負担額でございますが、令和7年度当初予算ベースでは一般会計の負担は3,041万円ですので、年度末の利用者数から算出した場合、1人当たり月1,250円、年間約1万5,000円となり、4人世帯では現在月5,280円のところ、さらに月5,000円程度の負担増が見込まれます。

次に、この処理施設の将来的維持のための施策につきましては、持続可能な事業運営のため、料金体系、単価の見直しを含めた財政体質の強化や施設の適切な維持管理、計画的な施設更新など、施設規模の見直しに向けた取組が求められております。そのため、既存の経営戦略と最適整備構想に基づく中長期的な投資・財政計画及び更新時期や費用などのシミュレーション、さらには施設更新に必要となる維持管理適正化計画を作成し、今後の実態に見合った施設整備を推進するとともに、事業実施に当たっては国、そして県の補助制度を効果的に活用することで本事業の財政負担軽減を重視した施設維持管理に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○1番（篠瀬寛樹君） 他会計繰入金に頼らずに自主財源のみで経営していくためには、今の約2倍の利用者負担が必要であるとありました。やはり今後は、時間がたつにつれ経営自体が厳しくなっていくことが明白であるため経営戦略は必要ですが、施策などは答弁にありませんでしたので再質問させていただきます。やはり利用者を増やさなくては排水事業は存続できません。何度か提案させていただきましたが、改めて一般質問の場で行いたいと思います。

一宮町では、多くの地域で宅地開発が行われております。これは開発面積1,000平米以上の場合、一宮町宅地開発指導要綱に基づき、行政指導の下、行われるものでございます。それと、3つある排水処理場には、それぞれ農業集落排水区域というものを定めております。

私は、宅地開発指導要綱に、農業集落排水区域内での開発は、前面道路に集落排水があるのであれば接続しなければいけないと強制力を持たせるべきだと考えます。それと、区域内でも集落排水が来ていない町道があります。町施工で延ばせば接続できるため、前面道路に

集落排水がない場合は別途協議とする、この2つであります。

ですが、民間業者に一方的にやれよと言っても駄目ですので、既存町道内の集落排水の接続・延長部分の施工費は町負担とし、開発内の道路は完了検査後に町に公共用財産として寄附採納をいただき、町道認定を行い、町道として町が維持管理を行う。このことにより、農業集落排水区域内での加入促進につながり、開発内に住む方には将来的に前面道路の維持管理の安心感が生まれます。オリンピック後に要綱改正を行っていれば集落排水への相当数の加入が期待できたと思いますし、今後も有効かと考えますが、見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、篠瀬議員の再質問にお答えいたします。

既に町の宅地開発指導要綱の中には、第23条第1項、汚水排水といたしまして、「農業集落排水地区内においては町長と協議し、農業集落排水施設に接続するものとする」と定めがございます。これによりまして、本課では、農業集落排水地区内の宅地開発について相談があった場合には、事業者に対し、農業集落排水事業を所管する産業観光課との協議を実施するよう指導しているところでございます。

ただし、これは要綱に基づくものでありますし、指導内容や協議結果に法的拘束力はございません。したがいまして、拘束力のあるものとするには条例として整備する必要がございます。

そこで、各家庭からの接続に関しては法的に強制することができない農業集落排水事業ではありますが、条例を整備した上で事業者に対しては開発区域内の道路に本管の敷設を求めるなど、義務を課しても問題がないのかどうか、産業観光課と連携した上で法律の専門家にも助言を仰ぎつつ検討いたしてまいりたいと考えます。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○1番（篠瀬寛樹君） 最初の質問に戻りますが、産業観光課さんの答弁で、事業を維持していくために、答弁の中で経営戦略と最適整備構想に基づく中長期的な投資・財政計画などをシミュレーションとか維持管理適正化計画を策定するとか加入促進を図るとかおっしゃっておりますが、これはもはや抜本的な改善がないと負の遺産となっていくことに変わりはござ

いません。利用者を増やすことが最優先だと思います。これは担当課の話ではなく、トップダウンでの改善が必要です。

開発の話に戻りますが、わざわざお金をかけて集落排水を引き込む業者や個人はほぼいません。現状の要綱では、「町長と協議し、農業集落排水施設に接続するものとする」とあります。協議の結果、接続しなくてもいいよという町の判断があり、接続しなくてもいいと思っていました。しかし、答弁で、要綱に基づく指導内容や協議結果に法的拘束力がありませんと言われましても、それじゃ一宮町は実際には集落排水加入世帯を増やしたいのか、増やす気がないのかも分かりません。聞いていると現状維持の考えしかなく、現状の改善に向けての施策がない中で町の方向性を示していただきたいと思います。負の遺産とならないよう、改善に向けての施策を考えていただきたいと思います。

再々質問は、通告できませんでしたので、これにて質問を終わります。

○議長（小関義明君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

会議開会後、1時間が経過いたしましたので、15分程度の休憩をいたします。

会議再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時15分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇大橋照雄君

○議長（小関義明君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

私、4項目大きな題目がありますので、1項目ずつ質疑応答お願いします。

質問の第1番目、防災の意識改革と体制づくりについて質問します。

防災の意識改革と体制づくりを早急に進めることを提案します。町長は、災害の仕事は0.1%しかないと議会で以前話しておりました。災害の仕事は0.1%しかないとしても、それは住民生活に計り知れない大きな不安を投げかけるものであるにもかかわらず、防災について一宮町ではいまだに独立した防災セクションすら設置せず、他市町村との差は開く一方である。この差は町長の取組の姿勢の差であるに違いない。

そこで、先日のカムチャツカ地震発生による津波警報発令に伴い、以下の情報が町内を駆けめぐったのでお知らせします。

情報1、防災屋外スピーカーの「津波警報が発令された」の「津波」の部分がよく聞こえなかった。

情報2、予算4,000万円以上の費用を投入し、年間300万とも言われる維持管理費を必要とするドローンが発進したが、東浪見小学校のドローンは風が原因で十分働きず帰還したと新聞が発表していました。

情報3、釣ヶ崎太東下サーフポイントは、10時時点でも人や車も目撃されなかった。既に車で避難したんだろうか。

情報4、避難時間に余裕があったが、国道を中心に渋滞が発生していた。

情報5、一宮川北側、新地、船頭給の町民は、町の指示とはまるで違う睦沢町の道の駅や長生病院に避難した人がいました。

これらの情報、あるいは近年の災害等を前にして一宮町は何をすべきか。今後どのように災害と向き合うべきか。地震、津波、集中豪雨、命に関わる暑さ、台風など、今や災害の仕事は0.1%とのんびり構えている時代ではない。住民の安心のために、町長の考え、覚悟をこの場で表明していただきたい。そして、「サーフィンと生きる町」を改め、「防災先進の町」として全国に名を上げようではありませんか。

以上、1回目の質問です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、以前からご説明しているとおり、防災業務の重要性は十分に認識しております。

また、体制につきましては、防災行政係職員を中心に、府内の各課と連携をし、災害時の対応や平時からの備えに努めています。

しかしながら、ご指摘のとおり、近年は地震、津波、集中豪雨、台風、災害の激甚化により、従来以上に迅速かつ的確な対応が求められています。そのため、さきの議会でもお答えしたとおり、今後の状況を見守りながら、防災係の創設など、検討をしてまいります。

次に、先日のカムチャツカ半島付近の地震による津波警報発令時の対応等についてであり

ます。

まず、防災行政無線の屋外スピーカーにつきましては、放送時は繰り返しお知らせをし、また戸別受信機、アプリなど、多様な方法での伝達も行っております。

ドローンにつきましても、一宮側は予定どおり、東浪見側は主要ポイントである釣ヶ崎海岸まで飛行をいたしました。ドローンは天候や風速に左右される部分がございます。当日は台風が近づいていることにより、強風が吹いておりました。今後は飛行コースの検討などにより、改善を目指してまいります。

渋滞につきましても、今回は貴重な知見を得る機会となりました。徒歩避難や避難経路の確認など、引き続き広報などを通じて啓発をしてまいります。

また、広域的な避難につきましては、今回は発災時から睦沢町と連絡を取り合い、避難者を受け入れていただくなどのご協力をいただき、連携を確認するよい機会となりました。

最後に、「防災先進の町」としての発信についてであります。本町は「サーフィンと生きる町」を標榜し、全国から注目を集めておりますが、その基盤となるのは何よりも安全・安心な暮らしであります。災害に強いまちづくりを一つずつ進めることは、結果として防災先進の町につながると考えております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） 再質問はありません。代わりに私の思いを述べさせていただきます。

この夏も全国のあちらこちらで豪雨化が連日のように講じられています。今やどこでも線状降水帯が発生する可能性があります。一宮町でも100ミリの雨が降って、しかし何でもなかつたじゃないかという町長の議会での発言がありましたように、時間100ミリの雨が降るということが確認されております。

さらに、観測史上最高を記録し続けた殺人的な暑さもしかり。

今、全国各地で騒がれている災害は、規模の大きさ、人命に関わる度合い、災害の広がる速度などにおいて、これまで考えられていた災害の常識をことごとく覆されているものばかりです。これは今まで何ともなかつたから大丈夫というような理念が通らなくなっている等々を意味します。小手先の対策では何の役にも立ちませんということなんです。

そんな時代に、災害は0.1%の確率的な理屈は時代錯誤も甚だしい。町長の頭の中から完全に追い出していただきたい。何よりもできるだけ早く町、議会、住民が三位一体となった

防災体制の構築が待たれているのではないか。最近の災害を知るにつけて、私は強くそう思うのですが、一宮町の行政の皆さんはどうもそうではないようですね。

この三位一体が私が間違っているんだろうかと、ただいまの総務課長の答弁にしても非常に優等生的な回答なんですが、具体的にこう考えるがありません。こうするが何もありません。これでは住民は安心してできるわけがない。

かつて町長は、就任と同時に秘書広報課をつくられました。こんなことができるなら、防災課をつくるのはたやすいんじゃないですか。それとも、無駄なことでも自分に関することはすぐやるが、住民に関することは後回しにするということなんでしょうか。これでは二流の町と言われても言い返せない。この数年、一宮町は、この二流の方向へとまっしぐらに進んでいるように私は見える。

最後に、気になることを一言申し上げます。

防災とサーフィンの関係ですが、今の回答では、「サーフィンと生きる町」と標榜することが「防災先進の町」につながると聞こえます。全くもって意味が分からないです。災害は住民に分け隔たりなく降りかかります。この答弁をもってすれば、一宮町の住民は皆サーフィンをやるか、興味を持たなければならぬことになります。

さらに、災害に強いまちづくりを一つずつ進めることは、結果として防災先進のまちづくりとおっしゃっていますが、これは完全に逆である。防災先進の町を目指して努力することが結果として災害に強い町を築き上げるのである。何事もビジョンや目標が先で、結果はそれについてくるんです。

以上、これで最初の質問を終わり、次の質問に移ります。

質問2番、サーファーの命を守る対策。

「サーフィンと生きる町」というキャッチコピーを掲げながら、町にはサーファーの命を守る責任があると考えるが、その責任を果たしているのか。

先日、茂原警察東浪見駐在所が発行の東浪見だより令和7年7月号に、テトラポットに挟まってサーファー死亡の情報が掲載されていました。サーファーはじめ、水の事故への注意が発信されていました。

一方、町はそのような水の事故に対する注意を促す広報を積極的に発信しているように思えない。

さて、海での死亡事故の原因は公共工事の構造物にあるということは言うまでもないが、中でも浸食防止対策工事で作られたヘッドランド、消波ブロックがその代表物である。私も

何度か対策工法の提案を本議会で提言したが、町に動く気配がない。海岸は県の工事だからであろうか。県がやることだから町に責任はない。こんな言い訳が一宮町では通用するとでもいうのであろうか。

サーフィンの聖地、サーフィンと生きる町などという美辞麗句に乗って一宮町を訪れ、命を亡くしたサーファーの皆様に、せめて町長のおわびの弔電ぐらいはあってもいいと思うが、町長の気持ちを伺いたい。また、それと同時に、県に対して、海岸での浸食防止工事に命を守る工夫を強く求めていただきたいと私は要求します。

質問を終わります。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、消波ブロックに挟まるなど、当町の海岸で不慮の事故により亡くなられた方々、またご家族の皆様に心よりお悔やみ申し上げます。

さて、サーファーが消波ブロックに挟まる事故であります、これについて町では、県が行った工事が原因であり、町に責任はないといった趣旨の発言をしたことはございません。また、そのように考えてもおりませんので、誤解のないようお願いを申し上げます。

なお、消波ブロックに対する事故対策でありますが、これは引き続き千葉県と連携し、効果検証のなされた有効手段があるかなど幅広く模索してまいりますが、令和3年6月議会でもお答えをしたとおり、海での事故には基本的に各自で気をつけていただきたいと思います。

他方、町からの弔電でありますが、これは個人情報保護の観点から、当事者の氏名、住所等を把握することができませんので、申し添えいたします。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） 引き続き再質問はありません。なお、質問の趣旨を申し述べて次の質問に移りますので、よろしくお願いします。

サーフィンの聖地とかサーフィンと生きる町とか、町がサーフィン至上主義に陥ることは一住民として分からなくはありません。しかしながら、もしそうであれば、美辞麗句ばかりでなく聖地を証明する施策、すなわち目に見えるもの、心に触れるものを発出すべきであろ

う。

例えば、サーファーの水難事故、お役人言葉とはどこでも同じなのかもしれません、言い訳が多過ぎて誰もどこの部署も責任を取ろうとしない。特に一宮町の場合は最近はその傾向は強いし、あとはだんまりを決め込むばかり。海岸での工事は県のやることだからとか海での事故は自己責任だからという役所のスタンスが目につく。確かに海岸工事は県の責任、レジャー、遊びは自己責任でやるものである。

しかし、サーフィンの聖地、サーフィンと生きる町、サーフィンこそ町の一番の魅力と考えるなら、そこで不運にも命を落とした方に弔意の一つでも表すべきが当たり前であるが、それがサーフィンをあがめ奉る町の誠意というものである。せっかくサーフィンという言葉に魅了され町にやってきた人が波の浸食を防ぐ人工物に捉えられ命を落とす。サーフィンの聖地でこんな悲劇があつてはならない。ましてや公共工事の構造物が原因は大きな問題である。

今ままでは事故は起きます。そのときに何をどうするかでその自治体の誠意が試される。町の技量の大きさが判断される。せめて一宮町はそれに応える町であつてほしい。サーフィンの聖地、番人を名のるならば、個人情報保護の観点からできないという決まり文句ではなく、我が町はここまでやるんだという気概を内外に示していただきたい。できないなら聖地は言わないほうがいい。言い訳で逃げないでください。立ち向かってください。これをもつて2番目の質問を終わり、3番目の質問に移ります。

質問3、高齢者の移動手段、高齢者にリスペクトある町政の対応を願う。

車がないと移動困難な高齢の方々や独居老人など、かつての高度経済成長を生み出し支え続けたにもかかわらず、今生活弱者としてお暮らしの方々が一宮町にも多くいらっしゃいます。そうした方々は、買物、通院、交流など、生活のあらゆる場面で移動手段の確保に苦労されている。そうした声は町にも当然届いていると思う。

そのあかしに、町は往復月4回までにこにこタクシーを無料で運行し、最近では80歳以上の方に2万4,000円分のタクシー券を発行していましたが、知らない方も多くいました。他市町村に比べ、かなり低レベルの援助ではないだろうか。

ちなみに、睦沢町では65歳以上で1回3,000円を年48回、合計14万4,000円を支給、長生村では1,500円を48回、計7万2,000円を支給とのこと。せめてこのくらいのレベルにまで援助を引き上げられませんか。財政が悪くないとおっしゃっている町長、できませんか。

以上、質問で終わります。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

福祉タクシー事業につきましては、郡内町村においても独自に取り組んでおり、対象年齢や助成金額、また所得要件や公共交通の有無、さらにはその他の外出支援サービスなど条件も様々で、一概に比較することが難しい状況です。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、町といたしましても、高齢者の外出に必要不可欠な移動支援策として認識しております。

については、3月議会での答弁のとおり、福祉タクシー事業の対象年齢や助成金額の見直し、また新にここにこサービスの拡充を含め前向きに検討していくとともに、今後多くの高齢者の方が幅広く利用できるよう、さらに周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） 再質問はありません。また、前のように私の気持ちを述べて終わりにします。

高齢者の交通手段確保は、単に移動手段というだけでなく、高齢者が外出する機会を増やし、社会とのつながりを維持することで健康で生き生きとした生活を送るためにも不可欠である。特に地方では買物難民、通院困難、外出交流機会の減少といった三重苦に苦しむ高齢者の増加が問題となることが多い。ここ一宮町周辺でも、こうした社会状況が顕著になっている。

こうした状況を和らげることができるのは、行政とその主導による公的なサービスの充実化しかありません。しかるに、一宮町の状況はどうなっているかは私の質問のとおりである。

例えば、一宮町で実施されている80歳以上に2万4,000円分のタクシー券発行であるが、80歳以上ということは、一宮町の男性の場合、平均寿命よりも上の年齢になります。亡くなつてから対象となります。女性にしても、平均寿命をぎりぎり下回る年です。一宮町の支援策の年齢制限、こんな年齢はどこからはじき出されたのか、訳が分からぬ。しかも、このような支援があることさえ知らないお年寄りが非常に多い。80歳以上の全員にせめて制度通知が行き渡る努力をしているか、甚だ疑問である。

ここで、交通手段について、夢のような提案を1つ行います。

2016年、サーフォノミクス調査では、町を訪れるサーファーは年60万人、その経済効果は32億円ということでありました。それから9年後の現在ですが、例えばサーファーの落とすお金を原資にして無料コミュニティーバスが町内を循環するとか、そういう政策はできないんだろうか。世界サーフィン保護区に認定されなくても、町の本当の魅力はこういったところから生み出されるものと私は思う。こういったことができれば、名実ともに一宮町はサーフィンの聖地、サーフィンと生きる町となり、人口増にも結びつくだろうと考えます。町長、町民のためにやってください。

これをもって3番目の質問を終わります。

次の質問に移ります。

質問4番、財政について質問します。

よく町は、財政と相談して検討します、こういう声がよく聞こえますが、これは何度も繰り返し言われているということは、財政政策の失敗か財政が破綻しているのではないかという私は思いがあります。財政指数は健全で何の心配もありませんと町長はおっしゃっています。本当でしょうか。そして、独自財政政策はありませんと前回議会で述べていました。このままで必要な大事業を行ったら、財政指数は悪くなるのではないか。それなのに、お金のない中で必要な事業を行うにはどうしたらいいか、何も考えていないように見えます。

今注目の茨城県境町は、独自の自主財源を確保する事業を積極的に行って、日本の中で最悪な財政状況であった町を最良の町に変えることに成功しました。馬淵町長には、このような独自財源のための財政強化策はないですね。公共施設の改築・新築、教育施設の改築・新築、軒並み先送りですよね。これでは住民の暮らしの文化レベルは下がる一方ではありませんか。そうなった場合、住民に対してどのように言い訳し、責任を取るおつもりですか。町長の生の声でお聞かせください。

質問終わり。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、財政健全性の維持と必要事業の実施についてでございますが、これは決して相反するものではなく、むしろ持続可能な財政運営により両立を図るべき課題であると認識をして

おります。

前回ご答弁申し上げましたとおり、当町は過去9年間で独自財源を約4億1,000万円增收させ、着実に財政基盤の強化を図ってまいりました。しかしながら、議員のご指摘のとおり、今後の大規模事業の実施や公共施設の老朽化対応を考慮いたしますと、現状の取組だけでは十分とは言えない状況でございます。

茨城県境町の事例につきましては、前回もご紹介いたしましたが、集中的な戦略投資による成功モデルとして大いに参考すべきものと考えております。当町といたしましても、より積極的かつ戦略的な独自財源確保の構築に取り組んでまいります。

公共施設の整備計画につきましては、財政状況を踏まえた優先順位の明確化と国・県補助金の最大活用等、効率的な整備手法を検討し、町民の皆様の生活に必要不可欠な施設から順次計画的な整備を進めてまいります。

町民の皆様の暮らしのレベルを維持向上させることは重要でございます。限られた財源の中でも、持続可能で効果的な独自財源確保策と計画的な施設整備により、将来にわたって安心してお住まいいただけるまちづくりに取り組んでまいります。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） 今回も再質問はありません。私のまた思いを述べさせていただきます。

行政に独自財源を問うと必ず出てくるのが、民業を圧迫してはならない、民間活力を奪ってはならないという答弁だ。これ間違ってはいないんですが、当町の場合、自分たちで何もやらないことへの言い訳に使われているような感が強い。民間活力か暮らしの幸福感か、どちらが優先するのかしっかりと考えているのか、甚だ疑問である。

茨城県境町の事例もあるように、やり方によっては独自事業でもたらされる税収外の独自財源は地方自治体財政の救世主的役割を果たすこともある。一宮町だって例外ではないはずです。

馬淵町政は何もやらないとよく言われています。以前、本屋も図書館もない町として新聞にも取り上げられていました。町政の地盤沈下を象徴する代表的なニュースではないでしょうか。こうした町政は、特に住民生活に直接関係のある事案に多い。公民館に代表される公共施設の新・改築が先送りになったのはいまだに記憶に新しい。一宮住民は、現在他の市町村の施設を間借りしているとよく聞きます。言うなれば、一宮町民はヤドカリ状態で、公共

施設難民、福祉難民、子育て難民、交流難民など、町民は難民の群れとなって右往左往するばかりです。

その反面、調査設計といった業務におけるお金をつけ込み、しかもほとんどが外部委託となっています。今の役場の仕事の進め方、特にこの外部委託については一度真剣に検証する必要があります。

この状態から判断すると、一宮町の財政はかなり重大な局面に入り込んでいると私は判断できる。住民の暮らしは文化面、福祉面も含め、レベルの低い水準にある。健全な財政を考えるとき、先送りと外部委託で済ませる風潮は果たして正しいのか、検証の必要がある。町財政については議会にもそれ相応の責任があることから、財政の健全性議論について、議長の指導力を発揮していただきたい。

最後に、私の質問に対して町長の答弁はありませんでしたが、各課長の答弁は全て町長の指示と理解し、本日の私の一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（小関義明君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

---

◇川 城 茂 樹 君

○議長（小関義明君） 次に、4番、川城茂樹君の一般質問を行います。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 4番、川城茂樹です。

1点ご質問させていただきます。

町道の側溝清掃についてお伺いいたします。

近年、本町でも高齢化が進み、地域環境の維持が困難となっています。その一例が排水溝の泥上げ作業である。従来は各家庭や地域住民で行ってきたが、高齢化や人手不足により、数年間手つかずの場所が多く散見されます。また、農業集落排水区域では、宅地からの排水に道路側溝を使用しなくてもよくなつたため、清掃の滞る側溝が目立つようになりました。このままでは、大雨時の冠水や衛生面の悪化が懸念されます。

町では、沿線に住民が少ない場所や高齢者が多く作業困難と思われる場所には、職員による清掃や業者委託による清掃を実施しているようですが、今後こうした地域が増えてくることは容易に推測されます。現状のようなケース・バイ・ケースの対応では、近い将来、職員の通常業務に支障が出るほどの清掃箇所となることや地域間での不公平感が発生するおそれがあります。今後、何らかの対応を講じていただきたく、次の3点をお伺いいたします。

1点目、今後も地域での側溝清掃をお願いする方針は堅持していくのか。

2点目、この方針を堅持するのであれば、もっと住民に周知すべきではないか。

3点目、今後、行政で積極的に清掃を実施するのであれば、側溝清掃のための人員配置や委託料の増額など、予算措置を行うべきではないか。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、川城議員のご質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、町道側溝ですが、これは道路上の雨水を効率よく排水することを主目的に設置したものであり、本来は町が清掃など維持管理を行うべきものかと考えます。しかしながら、町道は全長約230キロメートルにも及んでおり、全てに側溝はないものの、町のみで側溝清掃に対応することは困難でございます。このため、町の方針といたしましては、地域の皆様による清掃をお願いし、町では側溝蓋上げ機の貸出しや清掃後の土砂回収を行うことを基本としてまいりました。

なお、このように、地域の皆様にご対応いただく取組は、地域の美化や道路愛護の意識等を育む上で大変すばらしいことであるとも考えます。

したがいまして、今後も地域の皆様による清掃を基本といたしたく、区長会議等の場を活用し、改めて広く周知してまいります。

一方で、議員ご指摘のとおり、高齢化社会の進行や地域の人手不足により、行政による清掃箇所が増えているのも事実です。そこで、今年度は業者委託による側溝清掃の予算を増額したところでありますが、今後も地域の実情等を踏まえつつ、適切に維持管理が行えるよう、必要な体制や予算の確保について的確に対応してまいりたいと考えます。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○4番（川城茂樹君） 答弁の内容については承知いたしました。これは全国的だと思います。現実的には、行政による清掃箇所が増えていくのは事実だと思われます。

そこで、先進地の取組事例等を模索して協議しているのか、再度伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、川城議員の再質問にお答えいたします。

現在のところ、先進事例の情報収集や対応策の協議には着手しておりませんが、町としても、議員と同様に、今後行政による清掃箇所は確実に増えていくものと考えます。つきましては、早め早めの検討等に努め、本町の実態に即した適切な維持管理が行えるよう取組を進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○4番（川城茂樹君） ありません。

○議長（小関義明君） 以上で川城茂樹君の一般質問を終わります。

---

#### ◇宇佐美 信 幸 君

○議長（小関義明君） 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

○2番（宇佐美信幸君） 2番、宇佐美です。よろしくお願ひいたします。

大きく分けて2問ありますので、1問ずつ質問させていただきます。

まず1問目は、熱中症対策についてです。

今年の夏も各地で最高気温が更新されるなど非常に暑く、9月になってもなお猛暑が続いております。この近年の猛暑は命に関わる深刻な状況であるとともに、今後も継続することが予想されます。したがいまして、次年度以降に向けて、より一層強固な対策を検討する必要があると考えます。

そこで、以下の3点をお伺いいたします。

1、熱中症特別警戒アラートが発令された場合の避難場所となるクーリングシェルターですが、現在のところ、当町では役場庁舎のロビーと保健センターのロビーの2か所だけであり、土日、祝日等の閉庁日は利用ができない状況となっております。仮に閉庁日に熱中症特別警戒アラートが発令された場合、どのような対応を想定していますか。

2、他の自治体では、熱中症特別警戒アラートの発令有無にかかわらず、熱中症対策として常時利用できる涼み処を設置している例が多く見られます。近隣においても、白子町、長

南町、茂原市、東金市、いすみ市、勝浦市などで設置をしています。当町でも同様の取組を進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

3、民間事業者の協力を得て、複数のクーリングシェルターや涼み処を設置している自治体も存在します。当町でも同様の取組を進めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、宇佐美議員のご質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

今後のさらなる高温リスクの増加等を踏まえ、特に熱中症対策の強化を図るため、昨年度から改正気候変動適応法が全面施行されました。ご質問のクーリングシェルターは、この改正法の中で、冷房設備を有するなど要件を満たす施設を市町村長が指定できるものとされ、過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に重大な被害が生じるおそれがある場合、すなわち国が熱中症特別警戒情報を発表した場合には一般開放の義務づけがなされたところです。

なお、現時点になりますが、本制度の開始以降、熱中症特別警戒情報の発表はございませんでした。

こうした中、本町では、これまでに役場庁舎と保健センターの一部をそれぞれクーリングシェルターといたしましたが、議員ご指摘のとおり、閉庁日の利用はできません。加えて、近年の記録的猛暑を踏まえると、熱中症特別警戒情報の発表によらずとも暑さをしのぐ場所として利用ができる、いわゆる涼み処についても設置の必要性を感じているところです。

したがいまして、町では民間事業者から協力を得ている他団体の事例を参考に、平日、休日を問わず利用が可能なクーリングシェルターと涼み処について、順次拡充を図ってまいりたいと考えます。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

クーリングシェルターと涼みどころについて順次拡大を図っていくことですので、よろしくお願ひいたします。

そこで、以下の2点をお伺いいたします。

1、熱中症特別警戒アラートによらずとも利用可能な涼み処の設置を検討しているとのことであります。近年の猛暑を考慮しますと早急な整備が必要であり、来年暑さが始まる頃までには幾つかの設置が完了していることが望ましいと考えます。そこで、町として設置時期をどのように想定しているのか、お聞かせください。

2、クーリングシェルターや涼み処を指定・拡充したとしても、現在の猛暑を見ますと、必要とする住民がそこに到達するまでに熱中症となる危険性があります。したがいまして、町内に分散して設置すべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、宇佐美議員の再質問にお答えいたします。

初めに、1点目の涼み処の設置時期をどのように想定しているかにつきましては、熱中症特別警戒情報の運用が開始される4月の第4水曜日、ここを目標に、複数のクーリングシェルターと涼み処が用意できるよう努めてまいります。

続きまして、2点目の町内に分散して設置すべきと考えるが、見解はについてです。

町をいたしましても、町内適度に分散を図り、クーリングシェルターや涼み処を用意してまいりたいと考えます。具体的に申し上げますと、公共施設では空調設備の一部改善が図られた中央公民館や駅西口の直売所跡地の活用を検討し、民間施設ではまずはドラッグストアなど、大型店舗への協力要請を進めるなどいたしてまいります。こうした取組により、複数の施設を用意してまいりたいと考えます。なお、一宮郵便局につきましても、今後はクーリングシェルター及び涼み処としてご協力いただける旨、お話をいただいているところです。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ござりますか。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありません。具体的な内容を答弁いただきありがとうございます。町民の皆さんや当町を訪れる皆さんのが安心して過ごせるよう、実行に向けてよろしくお願いいたします。

それでは、2問目の質問に移ります。

2問目は、町の財源確保についてです。

現在、当町では、公民館に代わる複合施設建設の計画や教育施設の改修など、多くの公共施設整備が控えています。その中で、農業や観光といった産業の活性化はもちろんのこと、少子高齢化対策として、子育て、教育、さらには福祉の充実を特に推進していかなければなりません。そのためには自主的に町の財源を確保していくことが不可欠です。

そこで、以下の2点についてお伺いをいたします。

1、現政府は地方創生を重点課題として位置づけており、様々な地方創生交付金を用意しています。当町では、物価高騰への緊急対応として地方創生臨時交付金を活用していますが、それ以外の多くの交付金などは自治体の主体性に基づいて採択される仕組みあります。つまり、町が計画をつくり、手挙げをして国の審査で採択が決まるというのですが、当町において地方創生臨時交付金以外の交付金や類似制度について、検討あるいは申請準備を進めているものがあるのか、お伺いいたします。

また、この機会を最大限に活用するためには、国や県との調整を図るとともに、当町の実情に即した制度設計を検討、推進できる人材を配置する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

2つ目、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税については、昨年度は2社で110万円の実績と聞いています。これは目標額である3,000万円を大きく下回っていると承知しています。

この制度は、企業側に税控除のメリットがあり、2020年以降は企業の実質負担が約1割にまで圧縮され、利用しやすくなっています。国も積極的な活用を呼びかけていることから、当町の財源確保に向けて、町側からより多くの企業に対して積極的に働きかけを行うべきであると考えますが、町の見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、宇佐美議員の2点目の町の財源確保についての1つ目のご質問、地方創生臨時交付金以外の交付金や類似制度について、検討あるいは申請準備を進めているものがあるか。また、本町の実情に即した制度設計を検討、推進できる人材の配置に関するご質問についてお答えいたします。

宇佐美議員からの発言の中にもございましたが、今後中央公民館の建て替えに伴います複合施設の建設や、学校や体育館など教育施設の改修など、たくさんの公共施設が建て替えや大規模改修の時期を迎えており、多額の建設費が必要となってまいります。また、町の農業や観光、子育てや教育、福祉などを充実させるには、国や県からの補助金や交付金、交付税などの財源確保は必要なものと認識しております。

今後、地方創生交付金において、産業や観光、子育てや人口減少対策など、町独自の取組に関して国の交付金を申請することが可能となりますように、現在第3期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、町民の皆様からのご意見を参考に現在素案の作成に取組中でございます。

本町のみならず、国内外においても非常に変化の激しい時代になりました、数年先を見通して町独自事業を進めていくには、専門知識を有する外部人材の活用についても取組を進めていくべきと考えております。

地方版総合戦略の作成に関しましては、民間のコンサルティング会社への業務委託を予定しており、観光や農業に関しましては、ふるさと財団で実施している地域再生マネージャーについて町への伴走支援の申請を検討中であります。

また、今後は町民の皆様の利便性向上と窓口業務の改善として行政サービスのデジタル化も進めていきたいと考えており、専門知識を有する外部人材の活用に関しましても調査や準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 宇佐美議員から頂戴しましたご質問、2番目のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

財源確保に向け、企業に対し積極的に働きかけを行うべきではないかといったご質問へのお答えでございます。

まず、これまででありますけれども、本町といたしましては、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、まだ目標額には遠く及んでいないわけなんでありますけれども、頂戴いたしました企業版ふるさと納税につきましては、これを活用いたしまして、小学校の管理備品や津波避難看板の設置事業、あるいは公園施設の整備事業などの様々な事業を実施させていただいてまいりました。

今年、令和7年度でありますけれども、株式会社合同資源様から企業版ふるさと納税とい

うことでそれなりの大きな額のご寄附を頂戴しまして、防災関連や観光振興などの目的に使うということでご意向を頂戴しております。

また、現在私どもが取り組んでおります公民館を建て替えて複合施設に衣替えをして新しいものを造るということでありますけれども、この建設費用など、今後に予定している町の主要な事業において、企業版ふるさと納税の制度が利用できるように今準備を進めております。また、企業の皆様にはご寄附のご支援を賜りますよう、積極的に働きかけを強めてまいる所存であります。

さらに、今後も企業版ふるさと納税のご寄附を頂くために、現在素案を作成中の第3期一宮町まち・ひと・しごと創生創業総合戦略と連動した地域再生計画を作成しまして、これを国の認定をいただくということで、企業版ふるさと納税をいただくベースとしていこうと、そのような方針であります。

以上、ご答弁申し上げました。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。まずは第3期総合戦略、地域再生計画を作成した上で財源確保に動くということなのであえて再質問はいたしませんが、国は地方版総合戦略の策定において、単独で取り組むよりも同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことが重要であると言っています。

人口減少が進行する中、従来のように各自治体が同様の公共施設を個別に整備、維持していくことは非効率であり、持続可能性を欠くと私も考えております。公共施設のみならず、教育、福祉、観光などの分野においても、周辺自治体と連携し効率化を図ることで財源の課題を軽減できると考えますので、自治体間の連携も含めて総合戦略の策定に取り組み、財源確保を進めていっていただければと思います。

以上で私からの質問を終わりにします。

○議長（小関義明君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

---

◇糸場博敏君

○議長（小関義明君） 次に、12番、糸場博敏君の一般質問を行います。

12番、糸場博敏君。

○12番（糸場博敏君） 日本共産党の糸場です。

物価高騰が続き、ますます生活しづらさが深まる下で、生活弱者対策、救済につながる制度改正の問題等、2問の質問をさせていただきたいと思います。

第1点目、国保の滞納者対応の新方針についてであります。

私も、過去何度か、生活困窮者による滞納者からの相談を受けて担当課と折衝した経験がございます。その時々によって対応がいろいろありました。原則一辺倒のとき、あるいは親身に実情を聞き、そして分納相談などアドバイスをしてくれる対応などいろいろあったわけであります。しかし、前提はあくまでも国の方針がありました。

今回の新方針は、保険税滞納で窓口10割負担となった世帯への対応について、自己負担が困難だと申し出た場合に、市町村、この判断で窓口負担3割にできるという方針であります。これは日本共産党の田村貴昭衆議院議員が質問主意書で質問をし、そして答弁を得たものであります。

この答弁書は、8月15日の石破内閣の閣議決定で新方針として示されました。従来の保険証廃止に伴い、国保税滞納に対しては、これまで保険証取上げの措置から窓口での医療費、これを一度10割負担で支払い、事後には市町村から7割分の特別療養費の支払いを受けて3割措置へ変更される、こういったような制度になっておりました。

ところが、支払い困窮世帯では、10割負担は過酷で受診が困難になっている実情が各地で生まれていました。保険証廃止以前は、この保険税滞納世帯が医療を受ける必要があるのに医療機関の窓口で一時的に支払いが困難だと申し出た場合には、当該世帯は国保税を負担できない特別な事情に準ずる状況、これにあるというふうに考えられるということで方針を決定していました。

今回の答弁書は、保険証の廃止後にこの仕組みをこれまでどおり踏襲する、このような考え方を示したものであります。滞納世帯の申出があれば市町村が特別な事情に準ずるこの状況と判断すること、これができる、その場合は特別療養費からの支払いに代えて療養の給付等を行う、こういうふうになるということで説明をされております。この際、市町村に医療の必要性についての判断は求めないというふうに、このようにも述べております。

一宮町で同様の事例が発生した場合に、政府答弁書のとおり対応するものかどうか伺いたいと思います。あわせて、この制度の周知徹底も求めたいと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 煽場議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険税の滞納世帯における窓口での医療費一時10割負担への対応についてでございます。

議員のご指摘のとおり、令和7年8月15日に閣議決定された政府答弁書におきましては、国保税の滞納により従来の保険証が交付されず、窓口で一時的に10割の医療費を負担する仕組みに変更された被保険者から一時的な全額負担が困難であるとの申出があった場合には、市町村の判断により特別な事情に準ずる状況と認め、特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うことができる旨が示されております。

町といたしましても、この政府答弁の趣旨を踏まえ、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で、機械的に運用することなく、被保険者の生活実態を十分に考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

また、議員のご指摘の周知徹底につきましては、ホームページや窓口相談等を通じて、制度の仕組みや申出により療養の給付が可能となる場合があることを分かりやすくお伝えし、安心して医療を受けられるよう努めてまいります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

どうぞ。

○12番（煽場博敏君） 再質問はございませんが、この周知徹底のほうをひとつ丁寧によろしくお願いいたします。

2番目の質問に入ります。

2番目の質問は、CCS事業についてあります。

朝日新聞の7月29日付千葉版に、「工業地帯排出CO<sub>2</sub>海底への貯留計画」、この見出いでCCS事業が動き始めているという記事が掲載されました。このCCS事業、全く聞き慣れない言葉ですので少し説明をしますけれども、最初のCはカーボンダイオキサイド、二酸化炭素のことだそうです。次のCはキャプチャー、これは回収ということだそうです。そして、Sはストレージ、貯留、この頭文字だそうです。CCSは二酸化炭素回収・貯留事業、そして記事によれば自治体への説明は終わりとあり、8月からは住民説明会が始まっ

ている、こうありました。

茂原市でも8月7日、市役所の市民室で説明会が開かれています。たくさんの疑問、質問が出されたと伺いました。

私も、少しこのCCS事業とは何なのか、調べてみましたのでお知らせします。

そもそも昨年の国会でCCS事業法が成立をし、これは昨年の5月17日成立だそうです。始まったわけであります。2050年、カーボンニュートラルを目指す取組として国策に位置づけられて進められていますが、費用や安全性に重大な問題があるのではないかという懸念がされております。

CO<sub>2</sub>の排出削減に取り組まずとも化石燃料を使い続けられる仕組みをつくるものである点、これが1つ目であります。

2つ目には、いまだ技術が確立しておらず、各地で失敗していること。

そして3つ目には、多額の投資が必要であり、そういうような事業である。リスクを電気代や税金で賄う、これが国民に押しつけられる、このような懸念であります。

日本では、苫小牧や東新潟等、7案件が集中的に行うモデル事業として動き出しております。

安全性の問題では、漏れ出して中毒事故を起こした例、アメリカではパイプラインの破断で高濃度のCO<sub>2</sub>が漏れて多数の住民が病院に運ばれる事例などが起きております。また、地中深くにCO<sub>2</sub>を圧入することで、環境に大きな負荷を与えて地震の誘発リスクを高める懸念があること。しかも、これらは環境アセスメントの対象外という事業であります。

3点目には、巨額の国費を投入する問題であります。CCS事業は、今後10年間で官民合わせて4兆円の投資が必要とされ、業界自ら技術的な確立がまだされていない不確実性が高くて多額の投資が必要となる一方、リスクも非常に高い、こういうことも業界で述べられております。

アメリカの会計検査院の報告では、政府から補助金を出してCCS事業8件のうち7件が失敗したと報告しており、残りの1件も不調で、アメリカ企業からエネオスの子会社に譲渡した、こういう案件であるということも報告されております。

国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCの第6次評価報告書統合報告書では、CCS事業はCO<sub>2</sub>削減策としては非常に高コストで可能性が低い、このようにも述べられております。

総じて、このCCS事業は、技術的にも未確立で高リスク、多額の費用の点でもツケが私

たちが支払う電気代や税金に回る一方、省エネ・再エネ政策を遅らせるなど、政府が取り組むエネルギー政策、この転換が大きく求められるものであるというふうに考えられております。

話を元に戻しますが、一宮町はどのような説明を受け、この事業にどういう態度で臨もうとしているのか、説明を求めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 質問は終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、畠場議員のご質問にお答えいたします。

初めに、二酸化炭素回収・貯留事業、いわゆるCCS事業であります、これは2050年のカーボンニュートラル実現に向けて国の重要施策の一つに位置づけられた事業でございます。

なお、今般の事業は首都圏CCS事業と称され、複数企業の合弁会社によるものであります、本町に情報はもたらされておりません。そこで、合弁会社の担当者に聞き取りしたところ、京葉臨海工業地帯から発生する二酸化炭素を道路に埋設したパイプラインで房総半島を横断して運び、九十九里町沖合の海底地下2,000メートル付近に貯留しようとするもので、2030年の貯留開始を目指しているとのことでありました。また、パイプラインの通過コースは、君津市、木更津市、袖ヶ浦市、市原市、長柄町、茂原市、大網白里市、白子町、九十九里町の合計9市町であり、今後このコースを変更する可能性は極めて低いため、本町はじめ直接関係のない自治体については説明会の予定はしていないとのことでもありました。

参考に、既に開催された説明会の場においては、住民の方々から、内房で発生した二酸化炭素をなぜ外房に埋めるのか、パイプラインの劣化などにより事故のリスクはないのかなど質問があったように報道されております。

町いたしましては、本町に直接関係することはないと考えておりますが、広範囲に及ぶ大規模な事業でございますので、今後の事業展開を十分に注視してまいりたいと思います。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○12番（畠場博敏君） 特に再質問ではございませんが、非常に大規模な、しかも高リスクの事業が私たちのあずかり知らないところでどんどん進んでいる、ここをやっぱり注目して、

コースの変更はないということではありますけれども、一旦事が起こればこれは絶対影響が出てくるわけでありますから、この辺を引き続き注視しながら町政運営にも臨んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小関義明君） 以上で畠場博敏君の一般質問を終わります。

---

◇藤井幸恵君

○議長（小関義明君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

長野県原村との災害協定について質問いたします。

協定を結ぶに至った経緯と、その協定の中身について詳細を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） それでは、藤井議員の本町と長野県原村との災害相互応援協定の締結についてお答えいたします。

本協定は、令和7年6月27日に一宮町役場において締結したものでございます。

協定締結の経緯といたしましては、原村が標高が高く水害リスクの少ない地域であり、海沿いに位置する本町とは地理的条件が大きく異なることから、同時に大規模災害に見舞われる可能性が低いという特徴がございます。こうした立地の補完性を生かし、災害時に相互に支援できる関係を築くことを目的に協議を重ね、締結に至ったものでございます。また、原村と本町の間には、原村から転職した職員の採用を契機といたしまして、両首長間の親交が深まり、相互理解が深まったことも背景となっております。

協定の内容につきましては、災害発生時における資機材や物資の提供、職員の派遣、避難者の受け入れと施設提供、その他必要な支援を行うことを定めております。さらに、平時においてもDXや教育分野などの協力を視野に入れて進めていくことを確認しております。

本協定により、災害対応力の向上と町民の安心・安全の確保に資するものと考えております。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。再質問いたします。

防災において、自分の身に置き換えてみると、大切なのは常日頃の関係性です。平時のふだんの日常から小まめに挨拶をし、会話を交わし、お互いの背景や状況などもよく理解しているからこそ、いざそのときの災害時に必要な支援へのアプローチもスムーズで連携も取りやすいと考えます。ですが、ふだんお付き合いもないような方とはそのような動きをすることは難しいでしょう。

自治体間でも同じではないでしょうか。段階を踏んで関係性を深めていき、お互いにとつて有益な存在になっていく、そうなれるよう計画的に進めてほしいと思います。公だけでなく、民間、住民の皆さん同士による定期的な親交や交流、特に未来を担う子供たちの相互交流を期待しますが、今後のスケジュールについて見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） 藤井議員のご指摘のとおり、この協定をより実効性のあるものにするためには平時からの連携や情報共有が重要であります。

今後、本協定のさらなる発展を目指し、原村と継続的な協議を行いながら両自治体間の信頼関係を深めてまいります。町としても連携強化に向けた努力を進めていく方針ですので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

今後のスケジュールについてですけれども、今後詰めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

○3番（藤井幸恵君） お相手があることですので、楽観の下、軽々に希望を述べることは難しいのだと理解いたしますが、今後に期待しています。

再々質問はございません。

以上です。

○議長（小関義明君） 以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで昼食のため休憩といたします。

会議再開は1時の予定といたします。

休憩 午前11時30分

---

再開 午後 零時59分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第6、承認第1号 令和7年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） それでは、議案つづり1ページをお願いいたします。

承認第1号 令和7年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めるについて。

令和7年度一宮町一般会計補正予算（第2次）を次のとおり専決処分に付したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求める。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

この補正につきましては、公民館1階の空調設備が故障し、館内気温が33度超えになっており、空調機の増設が急務であることから計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年8月13日付で専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、今回議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

令和7年度一宮町一般会計補正予算（第2次）。

令和7年度一宮町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,630万6,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、6ページ、7ページの事項別明細書をお願いいたします。

まずは歳入です。

21款の繰越金で前年度繰越金になります。313万5,000円の計上になります。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

9款の教育費、公民館管理運営費313万5,000円、空調機設置工事に係る経費でございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、承認第1号 令和7年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めるについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託

○議長（小関義明君） 日程第7、認定第1号 令和6年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 令和6年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 令和6年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第5号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計決算認定についてを一括議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、認定第1号から日程第11、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） それでは、認定第1号から認定第5号、令和6年度決算の関係でございます。こちらについて概要を説明させていただきます。

資料のほうで説明をいたしますので、お配りしております一宮町決算資料のほうをお願いいたします。

それでは、まず表紙をめくっていただきまして、右下に全体説明資料1と書かれたページをお願いします。

こちらは一般会計のほか、全ての特別会計、公営企業会計について決算額を一覧にしたものですございます。

最初に、一般会計ですが、収入額58億4,471万2,931円に対して支出額56億4,985万9,429円で、差引金額1億9,485万3,502円でございます。

次に、特別会計ですが、3つの会計を合わせまして収入額27億2,227万464円に対して支出額26億3,099万8,694円で、差引金額9,127万1,770円でございます。

公営企業会計の農業集落排水事業会計ですが、収入額、収益、資本合わせて7億2,599万5,271円、支出が7億906万996円、差引金額1,693万4,275円でございます。

それぞれ主な特徴点ですが、資料の次のページ、右下に全体資料2と書かれたページをお願いいたします。

歳入の一覧になります。

最初に、一般会計ですが、収入額58億4,471万2,931円、前年度に比べ3億4,493万6,115円、率にしますと6.3%増加いたしました。こちらは法人税や固定資産税が増えたことで町税が増加したことや、定額減税の実施に伴う減収分を補填するための地方特例交付金の増加、児童手当制度改革に伴う国庫負担金の増加、中央ポンプ場整備事業費の増加に伴う国庫補助金や町債の増加などが主な原因となり、歳入全体で増額となったものでございます。

次に、特別会計ですが、3会計合わせると27億2,227万464円、前年度に比べますと6,733万1,984円、率にして2.4%減少しております。こちらは介護保険特別会計における人事異動による職員増加に伴う人件費の増加、後期高齢者医療特別会計で加入者増による保険料の増

加がありましたが、国民健康保険特別会計において加入者数が減少したことが主要因で減額となり、特別会計全体で減少をしております。

次に、公営企業会計の農業集落排水事業会計ですが、収入の主なものは営業収益に当たる施設使用料、営業外収益に当たる企業債県補助金です。

次のページをお願いいたします。全体資料の3ページでございます。

こちらは全ての会計の歳出を一覧にしたものでございます。

一般会計の支出総額は56億4,985万9,429円でした。前年度に比べ3億1,192万7,828円、率にして5.8%の増加でございます。こちらは中央ポンプ場整備事業や湛水防除事業の事業費増加に加え、社会保険関係経費では児童手当制度の改正に伴う児童手当の増加や自立支援事業、障害者支援事業などの利用者増加によるものほか、長生広域や後期高齢者医療広域連合定率負担金など、加入団体への負担金の増加も大きなところでございます。また、新たに設置しました津波避難後方支援システムの導入経費も増加要因の大きな一つになっております。

次に、特別会計につきましては、3会計合わせると26億3,099万8,694円、前年度に比べ4,438万351円、率にして1.7%減少しております。こちらは介護保険特別会計の職員増員に係る人件費の増、後期高齢者医療特別会計の加入者数、保険料の増による広域連合納付金が増加したものの国民健康保険事業特別会計における保険給付費が減少したため、特別会計全体で減少をしております。

次に、公営企業会計の農業集落排水事業会計の費用は、営業費用に当たる処理場費、原地区処理場改良工事に係る費用になります。

次のページをお願いします。全体説明資料の4ページです。

こちらですが、決算概要の最後、歳入歳出差引残額の一覧でございます。

一般会計の差引残額は1億9,485万3,502円となり、前年度比20.4%、3,300万8,287円増加いたしました。

特別会計につきましては、3会計で9,127万1,770円残額があり、前年度比20.1%、2,295万1,633円減少しております。

公営企業会計につきましては、収益的収支が1,249万1,552円の残額があり、前年度比23.9%、391万7,443円減少、資本的収支は444万2,723円残額があり、前年度比117.1%、3,042万6,893円増加しております。

これらの残額につきましては、予算の正確性の関係もありますので、年度末の3月補正の

際には決算見込額を十分に精査いたしまして、安易に残額が残らないように精度の高い予算管理に努めてまいります。

簡単ですが、令和6年度決算関係の説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては質疑を省略し、6名の委員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本件は質疑を省略し、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名いたします。

決算審査特別委員会委員には、3番、藤井幸恵君、5番、大橋照雄君、7番、鵜沢清永君、9番、小安博之君、11番、森 佐衛君、13番、袴田 忍君、以上6名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員には、ただいま指名いたしました6名の方を選任することに決定いたしました。

ただいま選出されました委員は、直ちに議長室にて決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を互選し、議長に報告願います。

決算審査特別委員会開催のため、30分程度の休憩といたします。

再開は13時45分といたします。

休憩 午後 1時13分

---

再開 午後 1時37分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長、5番、大橋照雄君、副委員長、9番、小安博之君、以上のとおりですのでご了承願います。

なお、決算審査特別委員会は、10月27日月曜日、10月28日火曜日の2日間を予定しております。本決算に対する委員外質問は、お手元の委員外議員の質問要旨で、10月9日木曜日までに委員長宛てに提出されますようお願ひいたします。

---

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（小関義明君） 次に、日程第12、報告第1号 令和6年度一宮町健全化判断比率について、日程第13、報告第2号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計資金不足比率についてを一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、報告第1号及び日程第13、報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） それでは、議案つづり20ページをお願いいたします。

報告第1号 令和6年度一宮町健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度一宮町健全化判断比率について、次のとおり報告する。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

次の21ページをお願いいたします。

令和6年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は決算が黒字であるため数値は入っておりません。

③の実質公債費比率につきましては4.4%で、早期健全化基準の25%を大きく下回るとともに、昨年度も4.4%でございましたので増減はありません。この比率は、町の公債費だけでなく、長生広域など、関係する一部事務組合の負債等も含めたものが町の財政規模にどのくらい占めているかを表すものでございます。

④の将来負担比率は、町の地方債残高や債務負担行為の今後の支出予定額、一部事務組合や公営企業の町負担の残高等が町の財政規模にどのくらい占めているかを表すものですが、将来の負担に対し、将来負担額から差し引ける基金等が上回っており、負担比率がマイナスのため数値が入っておりません。

報告第1号については以上になります。

次に、23ページをお願いいたします。

報告第2号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度一宮町農業集落排水事業会計資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

次のページをお願いいたします。

令和6年度一宮町農業集落排水事業会計資金不足比率については、こちらも決算において黒字であるため数値は入っておりません。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

---

#### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（小関義明君） 日程第14、報告第3号 損害賠償額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） それでは続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第3号 損害賠償額の決定及び和解の専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分に付したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

本件につきましては、令和7年5月7日に新にこにこサービスの車が町内事業者の事業所雨どいチェーンに接触し、切断させる損害を与えたものでございます。

本件は、町運転手の不注意により相手方に損害を与えたものであり、町が相手方に損害賠

償することにより和解をしたものでございます。

損害賠償の額ですが、雨どいチェーンの修理費である13万5,300円になります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 今の件なんですけれども、これ保険は使えないんですか。対物保険。

○議長（小関義明君） 総務課長。

○総務課長（高田亮君） 保険を適用します。

（「一時的に町が出す」と呼ぶ者あり）

○総務課長（高田亮君） いえ、保険を使って和解をして払っております。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） よろしいですか。

○5番（大橋照雄君） はい。

○議長（小関義明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第15、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） それでは、28ページをお願いします。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

制定の理由です。改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第19条の規定に基づき、新たな部分休業制度に関する条例委任事項を定めるなど、部分休業の取得パターンの多様化に関し、必要な改正を行うものでございます。

改正内容です。未就学の子を養育する職員を対象に、1日につき2時間の範囲内で取得可能な部分休業について、1年につき10日相当の範囲内の取得形態を加え、職員が選択可能とするものでございます。

施行期日につきましては、令和7年10月1日から施行いたします。

説明は以上です。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第16、議案第2号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） それでは、31ページをお願いいたします。

議案第2号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

について。

一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

今改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、職員が本人またはその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供、個別の意向確認、意向配慮等が義務づけられたことに伴い、本町においても同様の措置を講ずるものでございます。

改正内容は、職員に対して出生時両立支援制度等、または育児期両立支援制度等、その他の事項を知らせるための措置を講ずる。制度または措置に関する職員の意向を確認するための措置を講ずる。

施行期日は令和7年10月1日からでございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第2号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第17、議案第3号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

御園税務課長。

○税務課長（御園明裕君） それでは、議案第3号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの33ページをお願いいたします。

現在、軽自動車登録用に利用されている法人所在証明書は、昭和48年の県通知に基づき無償で交付しております。しかしながら、地方公共団体の基幹業務システム統一標準化に伴い、これを廃止する旨の通知があったことから、法人の証明に係る手数料の一部改正を行うものです。

改正内容といたしましては、本条例第2条第21号の2の次に第21号の3、「法人に関する証明手数料1件につき300円」の条文を新たに加えるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年11月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第3号 一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第18、議案第4号 一宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第4号 一宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの34ページをご覧ください。

今回の改正でございますが、昭和63年に気象庁が発表する異常乾燥注意報、こちらが乾燥注意報へと呼称変更されていたことから、今回14条及び14条の第2項中に記載されている呼称について修正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） ありませんか。

なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第4号 一宮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第19、議案第5号 災害用備蓄品の物品購入契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、35ページをお願いいたします。

議案第5号 災害用備蓄品の物品購入契約締結について。

次のとおり物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

購入物品名です。自動ラップ式トイレ26台、テント式パーティション100張り、ワンタッチベッド100台、災害支援車用コンテナ（浄水器、給湯器、発電機等）一式。購入価格、1,727万円。購入先、茂原市高師町三丁目5-3、ムラスギ防災株式会社代表取締役社長、小高利弘。購入理由は、避難所環境の整備、充実化のためでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございますか。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

この大量の物品、非常にかさばると思うんですが、これって買うとどこに収納しておくんですか。ちょっとその辺教えてください。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） この物品購入とは別に、6月補正で防災倉庫2基を建てる予算を計上してございますので、その2基のほうに入れる予定でございます。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） よろしいですか。

○6番（小林正満君） はい。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） これ財源はどういう構成になっているか、ちょっと教えて。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） こちらは新しい地方経済・生活環境創生交付金事業でございます。

（「全部」と呼ぶ者あり）

○総務課長（高田 亮君） はい。

○議長（小関義明君） よろしいですか。

○5番（大橋照雄君） はい。

○議長（小関義明君） 次に、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第5号 災害用備蓄品の物品購入契約締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第20、議案第6号 自立分散型水循環システム屋外シャワーキット購入契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） 36ページをお願いいたします。

議案第6号 自立分散型水循環システム屋外シャワーキット購入契約締結について。

次のとおり物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

購入物品名は、自立分散型水循環システム屋外シャワーキット561万円です。購入先は、東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号、櫻護謨株式会社取締役社長、中村浩士。購入理由ですが、水循環式シャワーの導入により、避難所における生活環境を改善するためございます。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） これ体を洗うシャワーですよね。で、水。お湯は出ない。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） こちらは水。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） よろしいですか。

○5番（大橋照雄君） はい。

○議長（小関義明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第6号 自立分散型水循環システム屋外シャワーキット購入契約締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第21、議案第7号 令和7年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田亮君） それでは、38ページをお願いいたします。

議案第7号 令和7年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定について。

令和7年度一宮町一般会計補正予算（第3次）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

1つめくって、39ページをお願いいたします。

令和7年度一宮町一般会計補正予算（第3次）。

令和7年度一宮町の一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,423万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,054万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書でご説明申し上げます。49ページをお願いします。

今回の補正の入件費に関しましては、人事異動、あと共済費の負担率の改定によるものでございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

それでは、49ページ中ほど少し下、人事管理事務費です。100万9,000円。人事給与システム改修委託料が主なもので、子ども・子育て支援法改正に伴うシステムの改修が99万円でございます。

その下、庁舎維持管理費15万4,000円。主なものは備品購入費で、庁舎備品、期限切れの消火器の更新・廃棄に12万2,000円を計上してございます。

その下、公用車管理運営費16万3,000円、修繕料です。車検及び点検時以外の想定外の修繕が頻発しているため、増額の補正をいたします。

その下、複合施設整備事業です。6,724万2,000円。主なものは、12節委託料で6,682万5,000円、複合施設の基本計画策定・基本設計業務委託料になります。

次のページをお願いします。51ページです。

一番上、防災行政無線管理運営事業です。946万円です。こちらはJ-ALETR受信機・自動起動装置更新委託料になります。

その下、集会所等改修費補助事業35万3,000円です。こちらは集会所等補助金です。13・14区集会所ブロック塀の修理に26万7,000円、12区集会所のトイレ及び床の修繕に8万6,000円を計上しております。

その下、一宮商業高校創立100周年記念事業100万円です。一宮商業高校創立100周年記念事業に対する補助金でございます。グループ学習とＩＣＴ教育の充実を図ることを目的として、教室を整備する等の事業に充てるものになります。

1つ飛ばしまして、徴収事務費です。マイナスの201万9,000円。こちらは任期付職員の勤務形態の変更、週5日が3日になったための減額の補正になります。

一番下、戸籍事務費68万2,000円です。戸籍情報システム改修委託料、こちらは振り仮名の修正がない人たちの戸籍に職権で振り仮名を振るものでございます。

次のページをお願いします。53ページです。

一番上、国勢調査費の費用です。71万2,000円。これは委託金の交付決定に伴う事業の精査を行った上での71万2,000円の増額になります。

1つ飛ばしまして、自立支援事業89万9,000円です。委託料の障害福祉サービスシステム改修委託料が16万5,000円、こちら新サービスになります就労選択支援に対応するためのシステム改修になります。あと、73万4,000円は補装具給付費で、利用金額が増えたことによる増額補正になります。

次のページ、55ページをお願いいたします。

上から2つ目、児童手当支給事業245万3,000円です。こちらは県負担金の返還金で、前年度事業費が確定したため、それに伴う返還を行うお金になります。

1つ飛ばしまして、見守り型実習室運営費140万4,000円です。こちらは夏に旧一宮保育所で行った自習室を今年の秋冬にも行うための経費でございます。主なものは、見守り型自習室管理運営委託料が137万4,000円になります。

下から2番目、予防接種事業です。345万1,000円。こちらは主なものは委託料で、帯状疱疹ワクチン予防接種委託料です。

その下、未熟児養育医療給付事業97万2,000円。このうちの扶助費68万2,000円は、次のページですが、未熟児養育医療給付金の利用者の増のための増額です。

その下、国庫負担金返還金の29万円につきましては、前年度事業確定したための返還金になります。

その次、環境保全事業が12万6,000円です。1つが講師謝礼、ネイチャーポジティブ宣言シンポジウムを行うときの講師の謝礼が7万円、あと一宮町生物多様性計画の実現に向けた実行委員の報償が5万6,000円になります。

3つ飛ばしまして、農業振興事業です。100万5,000円。「環境にやさしい農業」推進事業

補助金です。こちらは化学肥料・化学合成農薬低減技術導入に対し、事業費の3分の1を補助するための補正になります。

その下、稲作生産効率化事業です。一宮町植物防疫協会補助金です。こちらは水稻病害虫防除事業への補助で、こちらは米価格の上昇によりまして、食用米の作付面積が増加したことに伴う散布面積の増加に伴う増額補正になります。

次に、59ページをお願いいたします。

用地管理事務運営費です。18万5,000円です。こちらは委託料で用地測量委託料、こちらは新地甲1891番地で町有の土留め柵、柵渠が民地のほうへ越境しているということで、そのため当該部分を分筆購入するための費用で、測量委託が13万6,000円、用地買収費が4万9,000円となっております。

その下、道路維持管理事業935万7,000円です。町道維持補修工事になります。1つは、新地の町道1141号線の整備になりますが、こちら長年使用しておらず、整備状況がよくないことを近隣住民より指摘を受けたため、道路法第42条に基づき整備をいたします。こちらが535万7,000円の計上です。残りの400万円につきましては、本年度道路陥没等緊急対応の工事が増加していることに対応するための増額補正になります。

1つ飛ばしまして、都市公園等維持管理事業32万5,000円です。こちらの主なものは委託料で、こちらも白山公園地先における町越境部分と当該者の越境部分の面積を交換するための境界確定の委託料になります。28万8,000円です。

その下、災害対応費26万2,000円。こちらは7月31日津波警報発令対応の職員の時間外手当になります。26万2,000円です。

次のページをお願いします。61ページです。

上から2番目、東浪見小学校管理運営事業318万4,000円です。修繕料は31万1,000円、こちら1階職員女子トイレの配管修繕、あと音楽室、2年教室の劣化の床の修繕、あと屋内消火栓設備電極交換の修繕、この3項目の修繕に充てる費用でございます。

14節工事請負費264万円です。こちらは階段手摺等設置工事、階段昇降に補助を要する生徒が入学したための対応です。手すり5か所、スロープ1か所を設置する費用で264万円になります。

1つ飛ばしまして、一宮小学校管理運営事業59万5,000円。主なものは、12節の委託料で雑木伐採委託料、体育館裏と校庭東側の植木が民地へ越境しているため、それを伐採するための委託料でございます。

次に、中学校費になります。

次のページをお願いします。

学校管理運営事業807万9,000円、12節委託料787万5,000円。主なものは雑木伐採委託料で、中庭西側の崖の木が校舎へ伸びているための伐採。あと、電気設備調査委託料。一番大きなものが体育館空調機整備設計業務委託料が749万4,000円、来年度整備するエアコン工事の基本設計の費用になります。

下から2番目、振武館管理運営費15万1,000円、修繕料です。給水ポンプ給水の不具合を直すためのものでございます。

G S Sセンター管理運営費118万5,000円。主なものは修繕料で113万3,000円、ステージ幕の劣化、破損の修理が70万4,000円、排煙窓オペレーションハンドル破損が42万9,000円の修理になります。

それでは次に、歳入にいきます。

46、47ページをお願いします。

歳入です。

16款国庫支出金の民生費国庫負担金は158万2,000円の増額。障害者自立支援給付費負担金は補装具費の増額に充てるもの、児童福祉費、児童手当負担金は過年度精算交付金の増額補正でございます。保健衛生費国庫負担金は29万5,000円の増額、未熟児養育医療費負担金で、利用者増に充てるものです。

同じく国庫支出金の総務費国庫補助金の79万2,000円と民生費国庫補助金8万2,000円は、地域診療情報連携推進費補助金と障害者総合支援事業費補助金で、いずれもシステムの改修に充てるものでございます。

17款県支出金の県負担金、民生費40万8,000円及び衛生費14万8,000円は県負担分になります。

同じく県支出金、農林水産業費県補助金100万5,000円は「環境にやさしい農業」推進事業補助金で、歳出で説明した事業の補助金になります。

総務費委託金140万1,000円は国勢調査委託金でございます。

19款の寄附金、ふるさと応援寄附金です。こちらは地方創生応援税制寄附金で299万9,000円の計上です。

繰入金です。ふるさと応援基金繰入金は6,682万5,000円。複合施設整備事業に充てるものでございます。

繰越金を飛ばしまして、雑入です。こちらは9万2,000円、未熟児養育医療費一部自己負担金になります。

最後、町債になります。緊急防災・減災事業債300万はJ-ALET受信機更新に充てるもの、同じく緊急防災・減災事業債740万円につきましては、中学校空調設備設計費へ充てるものでございます。

最後に、下から3つ目、前年度繰越金は820万5,000円の計上です。歳出の各事業に補助金や起債等を充ててもなお不足する分について、前年度繰越金で賄うものでございます。

歳入は以上です。

42ページへお戻りください。

42ページ、第2表債務負担行為補正です。

追加です。事項といたしましては、複合施設整備基本計画策定・基本設計業務委託料、期間が令和8年度まで、限度額が6,682万5,000円になります。

次の43ページです。第3表地方債補正です。

変更になります。当初の起債の目的は緊急防災・減災事業債2,040万円、こちらは防災行政無線屋外子局電源増設工事に充てるためのものでございました。こちらに今回J-ALET受信機更新委託料300万円、中学校空調機整備設計に740万円、合計1,040万円を追加をいたすものでございます。補正後の限度額につきましては3,080万円となります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

63ページの学校管理運営事業の中の体育館の空調整備、要は一宮中学校のエアコン取付けの設計費だと思いますけれども、確かに学校の教育場である体育館、避難場所にもなっていると思います。一宮小学校も同じく体育館は避難場所になっています。東浪見小も同じです。

説明会のときに課長より説明は受けましたけれども、東浪見小学校については大規模改修を行うので先送りだと。一宮小学校についてはちょっと話をそこは聞かなかつたので、いま一度一宮小学校になぜやらないのか、また東浪見小学校は大規模改修やるから先送りするということなんですけれども、大規模改修をするんであれば一緒にやればいいのではないかと、

そう思うんですけども、その辺ちょっとお答えください。

○議長（小関義明君） 教育課長。

○教育課長（渡邊高明君） ご質問にお答えします。

一宮小学校ですけれども、説明会のときもお話をさせていただいたとおり、まずは中学校の体育館の整備を行って、併せて次の年に小学校2校同時にエアコン入れたいという計画を立てているというお話をさせていただいた中で、東浪見については今大規模改修の設計入っていまして、来年その大規模改修の工事になっていますので、一宮小学校についてはそのときは言及はしなかったんですけども、小学校2校はちょっと一緒にやりたいなというふうに、3校一緒にできないことはないんですけども、やっぱりお金が来年大規模改修から何から、エアコンが3校になっちゃうと3億近くの多分概算になると思うので、それが一気に来年度の借金に加わるよりも、来年1億円ぐらいで中学校をまず改修して、その次の年に小学校2校一緒にやろうかなというところで考えておりますので、その辺でちょっとご理解いただけたらと思います。ありがとうございます。

○議長（小関義明君） 小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

ありがとうございます。この間、説明会のときに、町長だったかな、おいおいやるような話をされていたので、その辺がちょっと分からなかったので、今ちょっと確認させてもらいました。ありがとうございます。

あと、避難場所についてはGSS並びに振武館があるんですが、その辺についても計画があれば聞かせていただきたいんですけども。

○議長（小関義明君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊高明君） 振武館、またGSSセンターについても避難場所にも指定されていますので、できるだけ早い時期に本格的なエアコンは入れたいと思っているんですけども、ちょっと今なかなかそこまで一気に設置できるかということはできないので、今移動式のエアコンなんかがちょっと配備できないかなとか、そういうところも検討して、まず多少なりとも対応できるようなことを検討をしているところでありますので、その辺をちょっとご理解いただけたらと思います。

○議長（小関義明君） 小林正満君。

○6番（小林正満君） ありがとうございます。要は計画段階に入っていないということでいいのかな。GSSセンター、振武館。もしくはやるんであれば仮設で一緒にしようと。一応

避難場所にもなっていますので、その辺しっかりと計画に入れて、いつそういった災害等があるか分かりませんので、非常に苦しいかもしれませんけれども、何とかその辺避難場所に指定されていますので、しっかりと計画の中にのせて行うようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ござりますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

49ページの下のほうの複合施設の整備事業で、基本計画と基本設計の6,682万5,000円がありまして、こっちの債務負担行為のほうにその金額が載っているんですけれども、これ全部町が全額負担なんでしょうか。ちょっとお願ひします。

○議長（小関義明君） 山口企画課長。

○企画課長（山口裕之君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

今回の基本計画と基本設計の業務委託料につきましては、町の負担ということで考えております。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） よろしいですか。

○5番（大橋照雄君） はい。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第7号 令和7年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第22、議案第8号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第8号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの74ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ944万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,062万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

81ページをお願いいたします。

説明欄の一般職人件費でございますが、4月の人事異動に伴うもので、3万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、運営事務費、手数料1万3,000円の増額は、オンライン資格確認システム手数料等の単価の増額によるものでございます。

続きまして、事業費納付金の給付金633万6,000円の増額、後期高齢者支援金291万5,000円の増額、介護納付金14万5,000円の増額は、いずれも県に納付する給付金額の確定により計上するものでございます。

続きまして、79ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては、一般職人件費分を増額補正し、なお不足する財源を前年度の繰越金から充てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第8号 令和7年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第23、議案第9号 令和7年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、議案第9号 令和7年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの86ページをご覧ください。

第1条でございます。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億950万3,000円にしようとするものです。

初めに、歳出についてご説明いたします。

議案つづりの93ページ、説明欄をご覧ください。

1行目の人件費334万8,000円の減額と2行目の人件費21万4,000円の増額につきましては、本年4月の人事異動等による予算の整理でございます。

続きまして、3行目の償還金は、昨年度に交付を受けた支払基金交付金について、実績が確定しましたので、精算のための返還金601万7,000円を予算計上するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

議案つづりは90ページにお戻りください。

補正予算の財源といたしまして、上から国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金について

歳出の補正予算額に対する定率額を計上し、なお不足する財源を前年度繰越金から充てようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第23、議案第9号 令和7年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第24、議案第10号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第10号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの100ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,775万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

107ページをお願いいたします。

説明欄の一般職人件費でございますが、4月の人事異動等に伴うもので、29万6,000円を

増額補正するものでございます。

続きまして、保険料賦課徴収事務費、委託料16万5,000円は、令和8年度から開始する子ども・子育て支援金の賦課徴収に伴うシステム改修委託料でございます。

その下、保険料還付金は8万円の増額でございます。

105ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款繰越金につきましては、歳出分と同額の54万1,000円を補正するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第24、議案第10号 令和7年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第25、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごとについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごとについての提案理由をご説明いたします。

議案つづり110ページをご覧くださいませ。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて。

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月16日提出。一宮町長、馬淵昌也。

お願ひ申し上げたいのは、小柳 薫さんであります。現在人権擁護委員を委嘱されております川崎正道委員がこの12月で任期満了となられます。そこで、この小柳 薫さんを後任の委員として議会の皆様にご推薦を申し上げるものであります。

小柳さんは昭和62年に本町役場職員に採用され、以後37年間の長きにわたり町の住民福祉の向上に尽力されました。子育て支援課長も務められ、子供の人権など幅広い業務経験をお持ちであります。人格、識見ともに優れ、広く社会の実情に通じておられる方であります。人権擁護委員として適任であると考え、議会の皆様のご意見をお願いをいたすものであります。

任期は令和8年1月1日からの3年間であります。

どうぞご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

なお、人権案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言論や無礼な言葉を使用することはできませんので、十分注意してください。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第25、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決いたします。

お諮りいたします。小柳 薫さんを適任とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立全員。したがって、本議会の小柳 薫さんに対する意見は適任と決しました。

---

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君）　日程第26、同意案第1号　一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求ることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君）　同意案第1号　一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求ることについてに關しまして、提案理由のご説明をさしあげます。

議案つづり111ページをご覧くださいませ。

一宮町教育委員会教育委員の小高　隆さんが令和7年9月30日をもって任期満了となられます。そこで、同氏を改めて任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号、第4条第2項の規定により、議会の皆様のご同意をお願いするものであります。

小高さんは12区にお住まい、年齢は70歳でございます。令和元年10月1日に教育委員に任命され、現在2期目を務めておられます。令和4年4月19日からは教育長職務代理者に就任され、今年度は長生地区市町村教育委員会連絡協議会の会長も務めておられます。

小高さんは地方公務員として42年間の長年にわたり奉職され、主に建設・土木関係をご専門に、道路建設や計画の中心となりご活躍されました。また、防災対策についても見識が深く、在籍中は要職を務められ、行政全般に精通されております。

温厚誠実で行政的な識見に非常にたけておられ、その豊富な知識とご経験を生かし、引き続き教育行政にご尽力賜りたく存ずる次第であります。

教育委員に大変ふさわしい方と存じますので、今回3期目の議会同意をお願い申し上げたく上程いたすものであります。

任期は令和7年10月1日からの4年間となります。

どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小関義明君）　提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君）　なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第26、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを採決いたします。

お諮りいたします。小高 隆さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小関義明君） 起立全員。したがって、小高 隆さんを一宮町教育委員会委員に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第27、同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求ることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第2号、教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案つづり112ページをご覧くださいませ。

本案は、1期4年務めていただいております教育委員の川城 健さんが9月23日をもって任期満了となることから、後任として金谷英樹さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の皆様のご同意をお願い申し上げるものです。

金谷さんは新浜区にお住まい、年齢は52歳でございます。金谷さんは、令和2年度から令和5年度にかけて一宮中学校の学校評議員やPTA会長を歴任され、令和6年度からは一宮中学校の学校運営協議会の委員としてもご活躍されておられます。また、一宮スポーツ協会にも所属しておられ、学校教育と社会教育の両分野でのご見識ともに大変優れている方でございます。

地域の方々からの信頼は厚く、温厚、誠実なお人柄で、人格、識見ともに大変優れている

ことから、当町の教育行政はもとより、町行政全般にわたり誠意を持って取り組んでいただけるものと考えております。

教育委員として適任な方であると考えますので、議会の皆様のご同意をお願い申し上げたく、上程さしあげるものであります。

なお、任期は令和7年9月24日からの4年間となります。

どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第27、同意案第2号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを採決いたします。

お諮りいたします。金谷英樹さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立全員。したがって、金谷英樹さんを一宮町教育委員会委員に同意することに決定いたしました。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（小関義明君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第3回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時37分